

ナイジェリア人権報告書 2015年版

概要

ナイジェリアは36の州及び連邦首都地区(FCT: Federal Capital Territory)から成る連邦共和国である。2015年にナイジェリア国民は全人民会議(APC: All Peoples Congress)党のムハンマド・ブハリ(Muhammadu Buhari)を大統領に選出し、同国の歴史において初めて現職大統領からの民主的政権移行を成し遂げた。同氏は5月29日、人民民主党(PDP: People's Democratic Party)のグッドラック・ジョナサン(Goodluck Jonathan)の後任として就任した。世界及び国内の選挙監視人らは、この選挙を同国の歴史の中で最も信頼できる透明性の高い選挙とした。文官当局は治安当局に対する実質的な支配権を常に保持しているわけではなかった。

ボコ・ハラム(Boko Haram)(「西洋の教育は罪」の意)の名称でよく知られている過激派テロ組織 Jama'atu Ahlis Sunna Lidda'awati Wal-Jihad による北東部での反乱が続いた。ボコ・ハラム及び治安部隊の両者による深刻な人権侵害に関する死傷者数及び報告件数は増加した。国民議会(National Assembly)はボルノ州(Borno)、ヨベ州(Yobe)及びアダマワ州(Adamawa)における非常事態を更新しなかったものの、こうした非更新はこれらの州内で日々発生する軍事行動に対してほとんど影響がなかった。(2015年)2月、軍部は地域のパートナーと共に、ボコ・ハラムに対する攻撃を開始した。(2015年)8月、この新陣営は軍上層部の再編成を行い北東部での軍事行動に再度注力し、11月には当該組織が支配していた領土の大半を奪回していた。それでもなお戦闘は続き、自爆テロや即席爆発装置(IED)による攻撃が増加した。

最も深刻な人権侵害にはボコ・ハラムによるものも含まれており、当該組織は政府及び民間人を標的とした攻撃を幾度も行い、数千人もの死傷者、広範囲に及ぶ破壊、国内避難民推定180万人及び近隣諸国へのナイジェリア人難民22万人がもたらされた。ボコ・ハラムによる攻撃及び犯罪や危険な状態全般に応じて、治安当局は裁判外の殺害を実行し、拷問、レイプ、恣意的な拘留、勾留者への虐待及び財産の破壊に従事した。

同国は民族、地域及び宗教的暴動などといった広範囲に及ぶ社会不安による被害も被った。その他の深刻な人権問題には、自警団による殺人、長期に渡る公判前拘留(劣悪条件の施設に拘留される場合が多い)、公正な公判の否定、行政による司法への不当干渉、国民のプライバシー権の侵害、言論、報道、集会及び移動の自由の制限などがあった。2015年中、公務員の汚職、並びに女性器切除/女子割礼、幼児殺害、児童の性的搾取、人身売買、早期結婚及び強制結婚、性的指向及び性同一性に基づく差別、民族性、地域起源、宗教及び障害に基づく差別、強制労働や奴隷労働、及び児童労働などの女性及び児童に対する暴力に関する報告があった。

政府は治安部隊又は政府の別の組織内であっても、暴行を行った職員を捜査又は起訴するための手段をほとんど講じておらず、政府の全階層において依然として刑事免責が存在した。ブハリ政権は汚職を阻止するための第一段階に着手したものの、当局は警察又は軍部による虐待事件の大半を捜査又は処罰しなかった。

ボコ・ハラムは幾度も攻撃を実行したが、多くは民間人を直接標的にしたものだ。当該集団は、少年兵を採用し、徴兵を推進しており、自爆テロなどの爆撃やアダマワ州、バウチ州(Bauchi)、ボルノ州、ゴンベ州(Gombe)、カノ州(Kano)、プラトー州(Plateau)及びヨベ州の居留区への攻撃を実行した。場合により当該集団は自爆テロ犯として女性や子どもを利用した。政府はこうした攻撃の捜査を行ったが、ボコ・ハラムのメンバー数人しか起訴しなかった。

当該集団による大規模誘拐が続いた。非政府組織(NGO)によると、ボコ・ハラムは 2014 年 11 月から(2015 年)2 月までの間に、ボルノ州内のたった 1 つの地方自治区から女性 500 人超及び子どもを誘拐した。当該集団は誘拐した多くの女性及び少女を強制結婚やレイプなどの性的及び性別に基づく暴行の対象とした。

ある NGO によると、2013 年ボルノ州で結成されマイドゥグリ(Maiduguri)に拠点を置く民間人統合任務部隊(CJTF : Civilian Joint Task Force)として知られる自警団は、時により力づくで少年兵の採用及び使用を続けた。政府は少年兵の採用及び使用を禁止し、こうした慣例を非難する公式声明を公開した。それでもなおボルノ州政府は、場合によりボコ・ハラムに対抗する軍事行動において軍部と連携する CJTF に対して金銭及び現物支給による支援の提供を継続した。

同国南部及び中部の組織的な犯罪集団は誘拐などの虐待行為を実行した。2015 年中、中北部の州における農業経営者及び牧畜業者の間で行われた暴力により何百人もの命が奪われた。

第 1 節 個人の完全性の尊重、以下の不利益からの自由など：

a 恣意的又は法に基づかない生命の剥奪

政府及び政府職員は恣意的及び法に基づかない殺害を数多く実行した。国家警察、軍隊及びその他の治安当局は裁判外の殺人を実行し、反対派を追い払うためだけでなく、犯罪者や容疑者を取り押さえるために殺傷力の高い過剰な武力を行使した。概して当局は、過剰又は殺傷力の高い武力の行使、又は拘留されている人の死亡に対して責任のある警察、軍部又はそ

他の治安部隊の隊員の拘束はしなかった。不審死に関する捜査を行う国家及び連邦調査委員会は、その調査結果を公開しなかった。

デモ参加者を追い払うことを目的とした治安部隊による実弾などの過剰な兵器の使用により、2015年に多数の死者が出た。例えば(2015年)12月12日陸軍は、参謀長の護送を妨害したバリケードでの口論の末、カドゥナ州(Kaduna)ザリア(Zaria)で不特定数(信頼性のある複数の報告によれば数百人)のシーア派(Shia)集団・ナイジェリアイスラム運動(IMN: Islamic Movement of Nigeria)のメンバーを殺害した。カドゥナ州政府、国家人権委員会(NHRC: National Human Rights Commission)、国民議会及びNAなどの機関はこの事件に関する調査を開始又は誓約したものの、IMNの指導者 Sheikh Ibrahim Zakzaky は政府により拘束されたままであった。

治安部隊は裁判外の殺人に対する責任があり、同時に複数の人を恣意的に処刑するケースが多かったと報告されている。(2015年)5月、牛泥棒が兵士6人を殺害及び切断したことを受けて、陸軍はプラト州ワセ(Wase)で数十人の民間人を殺害し多くの家屋を破壊した。コミュニティの指導者らは、夜間に複数の村を攻撃し銃を乱射したとして軍部を糾弾した。さらに当該指導者らは政府軍が過去に同様の攻撃で80人以上の住民を殺害していたことも申し立てた。軍部は武装勢力に対する軍事行動を実施したことは認めているものの、民間人の殺害は否認し、調査することを約束した。(2015年)12月時点で調査に関する報告は一切なかった。

北東部及びその他の地域における内紛に関連する恣意的及び法に基づかない殺害に関する報告があった(第1.g.節参照)。

b 失踪

犯罪集団はニジェール・デルタ(Niger Delta)及び南東部で民間人の誘拐を続けた。(2015年)2月5日、海賊と見られる集団がバイエルサ州(Bayelsa)南部のイジョウ人(Ijaw)カウンスル地域近海にあるアジップオイル(Agip Oil)の従業員4人を誘拐した。(2015年)6月、スピードボートに乗った武装集団がバイエルサ州の建設会社に勤めていたレバノン人2人を誘拐し、その警護2人を殺害した。

同国のその他の地域で多数の誘拐事件が続いた。著名及び裕福な人物が誘拐の標的になるケースが多かった。誘拐犯が政治的動機を誘拐の動機として公表することはまれであった。例えば(2015年)9月21日、誘拐犯は元財務大臣 Olu Falae をオンド州(Ondo)にある同氏の農場から誘拐し、解放と引き換えに1億ナイラ(500,000ドル)を要求した。

国民、NGO及びメディアは、アダマワ州、ボルノ州、ヨベ州の青年らの強制失踪に関して治

安当局を糾弾した。ボコ・ハラムはこれらの州内で大規模誘拐の犯行を続けた(第 1.g.節参照)。

c 拷問及び他の残虐、非人道若しくは品位を傷付ける取扱い又は刑罰

憲法及び法律は拷問を禁止し、虐待に対する罰則を設けている。2015年に可決された刑事司法管理法(ACJA : Administration of Criminal Justice Act)は逮捕者に対する拷問及び残虐、非人道若しくは品位を傷つける取扱いを禁止しているが、諸州により同法が採用されるまでは連邦首都地区(FCT)内及び連邦政府関係機関のみに適用された。(2015年)11月時点でACJAを導入済みだったのはラゴス州(Lagos)、エキチ州(Ekiti)及びアナンブラ州(Anambra)のみだった。国民議会両院で可決され大統領の署名が待たれている拷問反対法案は、拷問を否定しその使用を禁止するものだった。報告によると、治安部隊の隊員は日常的にデモ参加者、犯罪容疑者、武装集団、勾留者及び既決囚に対する拷問、殴打及び虐待を行った。警察は度々民間人を虐待し金銭を要求した。

上述の法律は、拷問により得られた証拠及び自白の公判への提出を禁止しているが、当局はこうした禁止事項を順守せず、警察は自白を引き出すために度々拷問を使用し、容疑者を有罪とするためにこうした自白を後々利用した。

現地 NGO、国際人権団体及び被害を受けた州の政治的及び伝統的指導者たちは、不法拘留、勾留者に対する非人道的取扱い及び拷問を行ったとして、引き続き治安当局を糾弾した。(2015年)5月、アムネスティ・インターナショナル(AI : Amnesty International)が公開した報告には、北東部における治安部隊による大量の恣意的拘留、法に基づかない拘留及び拷問に関する記述がある(第 1.g.節)。この報告の公開後、ブハリ大統領は調査を公約した。この報告は、治安当局による日常的及び組織的な拷問の実施及びその他の虐待を主張している 2014年のAI報告書に続くものであった。AIによると、対強盗特殊班及び犯罪捜査部などといったさまざまな州の警察の部署に「拷問部屋」となる専用室があり、そこで容疑者は尋問中に拷問された。報告によると、軍部及び警察は殴打、射撃、爪剥ぎや抜歯、レイプ、及びその他の性的暴行の形態など、多岐に渡る拷問手段を使用した。

概して警察は逮捕者に対して「ひけらかし」と呼ばれる手法を使用した。ひけらかしには、逮捕者の公共の場の歩行、及び人前で逮捕者に冷やかしたり虐待を受けさせることが含まれていた。見物人はしばしば逮捕者をなじり、食べ物やその他の物を投げつけた。警察は公共の場で恥をかくことが犯罪抑止に寄与するとして、こうした慣例を擁護した。

信頼性のある報告によると、治安当局はレイプや女性及び少女に対するその他の形態の暴行を犯したが、その多くは処罰されなかった。例えば(2015年)4月30日、警察はカノ州の

Mangoron Mahauta 憲兵旅団営舎内で7歳の少女をレイプしたとして1人の警官を逮捕した。(2015年)12月時点でこの事件に関する詳細情報はなかった。

北部12州のシャリア裁判所は、むち打ち、切断及び投石による死刑などの処罰を規定することができる。シャリア刑事訴訟法は、上級シャリア裁判所に切断又は死刑を伴う判決を訴えられるよう被告人に30日間与えている。法定シャリア法は、シャリア裁判所又は非シャリア裁判所のどちらが発令したかどうかに関わらず、州知事は切断又は死刑判決などの全ての判決を平等に扱うよう義務付けている。しかし被告人は控訴する機会が多かったため、当局はシャリア裁判所で下された判決を実行しないことが多かった。控訴は長期間を要する可能性のある手続である。連邦レベルまで達した関連訴訟がないため、連邦控訴裁判所はそうした処罰が憲法に違反しているか否かに関する判決を下したことはない。シャリア控訴裁判所は手続又は証拠に基づき投石及び切断の刑を一貫して覆したが、憲法上の理由で異議申し立てが行われたことはない。

2015年中にむち打ちに関する複数の報告があった。概して被告人は制定法の違反として法廷でむち打ち刑への異議を申し立てなかった。シャリア裁判所は通常むち打ちを即刻実行した。場合により有罪判決を受けた被告人はむち打ち刑の代わりに罰金の支払い又は投獄されることとなった。(2015年)12月時点で投石に関する報告はなかった。

刑務所及び収容施設の状況

刑務所及び収容施設の状況は依然として苛酷で生命を脅かすものであった。報告によると、囚人及び勾留者はその大半が裁判にかけられておらず、裁判外の処刑、拷問、総体的過密状態、食糧及び水不足、不十分な医療、高温及び日光への故意及び偶然の暴露、死につながる可能性のある全体的に不適切な衛生状態をもたらすインフラ欠如といった状況下に置かれた。守衛及び看守は食糧、刑務所の維持管理及び刑務所からの釈放に対する支払いを囚人に強要又は課していると報告された。女性の囚人はレイプの脅威に直面することもあった。

国内及国際的人権団体により報告されている非公式の軍事刑務所(ボルノ州マイドゥグリのギワ(Giwa)兵舎、ヨベ州ダマチュル(Damaturu)のセクターアルファ(Sector Alpha)(別名「グアンタナモ(Guantanamo)」)及びプレジデンシャルロッジ(別名「ガードルーム(Guardroom)」)施設などの運営は続けられた。(2015年)5月のAIの報告は、こうした非公式の刑務所に関する詳細情報を提示し、裁判外の殺害、非人道及び品位を傷つける取扱い、殴打、拷問、餓死及び不法拘留の事例を列記した。AIによると、2014年3月、ボコ・ハラムはマイドゥグリのギワ兵舎に拘束されている戦闘員を解放するために同兵舎を奇襲した後、兵士及びCJTF隊員は再逮捕した大量の囚人を裁判なしに処刑した。この報告はビデオ映像及び目撃情報に

基づいたものである。軍報道官はこうした疑惑を否認したが軍部が捜査を行うと述べた。(2015年)12月時点で捜査状況に関する報告はなかった。

物理的状況：当局は特に農村部では、男女の囚人を一緒に拘留する場合があった。刑務所には妊産婦を看護する設備がなかった。囚人である母親のもとに生まれた赤ん坊は乳離れするまでは母親と一緒に置かれるのが一般的であった。刑務所当局は未成年の容疑者を成人の容疑者と一緒に拘留するが多かった。政府はしばしばテロ容疑者を公式刑務所制度外に拘留した(第1.g.節参照)。

過密状態は深刻な問題であった。ナイジェリアの囚人の計画収容定員の合計は50,153人だが、刑務所利用率の不均衡により未活用になっている施設がある一方で、計画定員の800%を上回っている施設もあった。例えば2014年、オウェリ(Owerri)連邦刑務所の収容囚人の定員は548人だったものの1,784人以上が拘留されていた。収容定員64人のデルタ州(Delta)のオグワシウク(Ogwashi-Uku)刑務所には541人が拘留されており、一方収容定員804人のポートハーコート(Port Harcourt)刑務所には2,955人が拘留されていた。収容定員49人のオグン州(Ogun)のイジェブオデ(Ijebi-Ode)刑務所には309人拘留されていた。(2015年)4月、ジガワ州(Jigawa)のガル(Garu)衛星刑務所の過剰過密状態により、1人の囚人が窒息死した。

240ヶ所の刑務所の大半は建築から70～80年経過しており、基本設備が欠如していた。飲料水不足、不十分な汚水処理施設及び深刻な過密状態により危険及び不衛生な状況になった。医療用品が慢性的に不足している窮屈で、換気が不十分な刑務所施設では依然として疾病の蔓延が続いた。医療が不十分なためにHIV/AIDS、マラリア及び結核などの治療可能な疾病が原因で多くの囚人が死亡した。当局は伝染性疾患に罹患している囚人を隔離しようと試みたものの、スペースが不十分な施設が多く、上述の疾病に罹患している囚人は一般囚人と一緒に過ごした。2014年ナイジェリア刑務局(NPS : Nigerian Prison Service)は36人の囚人の死亡を報じたが、同年中の死亡囚人数に関する信頼できる独立した統計はなかった。

金銭又は家族からの援助がある囚人にだけは十分な食糧があった。刑務所職員は囚人の食糧用に提供された現金を日常的に盗み取った。貧しい囚人は他者からの施しに頼って生き延びる場合が多かった。刑務所職員、警察及びその他の治安部隊隊員は、囚人を罰する又は金銭を巻き上げるために食糧及び医療を与えないことが多かった。

精神障害のある囚人は引き続き一般囚人と一緒に収監された。概して、精神衛生サービスを提供する試みをしている刑務所はほとんどなかった。

法律は子どもの収監を禁止しているが、そのうち多くが刑務所で生まれた未成年は刑務所内

で生活した。NPSによると、2013年には69人の幼児が母親と共に刑務所内におり、一方未成年収容施設には847人の未成年囚人が収監されていた。

2015年中、治安当局は公式連邦刑務所制度外で収容施設を運営した(第1.g.節参照)。

運営：囚人に関する記録管理は不十分であったが、当局はそれを改善する対策を講じなかった。当局は各囚人に対する書面での記録を一貫性なく保持したものの、その書面を広範囲で入手できるようにはしなかった。

ACJAは社会奉仕、仮釈放及び執行猶予付き判決などの刑務所拘留以外の代替判決を規定したが、刑事及び司法当局は非暴力犯に対して収監の代替判決を採用しなかった。刑務所当局は指定時間枠内の面会を許可したが、主に家族の財力不足及び移動距離が理由で面会者はほとんどいなかった。

同国には既決囚及び勾留者のために仕えるオンブズマンはいない。各州の裁判長がその役割を引き受け公式な立場で刑務所を訪問するが、こうした訪問は不定期であった。結果として、過密状態の緩和を目的とした非暴力犯に対する収監に代わる判決、少年犯罪者の監禁の状況及び環境、公判前拘留の改善、保釈、又は囚人がその罪名に対する最高刑を上回る刑に服することがないようにするための記録管理手続などといった問題に関する囚人の擁護者はいなかった。ACJAの規定では、治安判事長又は裁判長に指名されたいかなる治安判事も警察署及び治安判事の管轄内にあるその他の収容施設の検査を毎月実施するものとし、拘留記録の調査、容疑者の罪状認否の指示、及び過去に却下されていても妥当である場合の保釈の許可を行うことができる。

NHRCは年に1回刑務所監査を行っている。NHRCは非人道的状況に関する信頼性のある申立てを調査する意志及び能力を報告したが、監査報告が最後に公に公開されたのは2012年であった。報告によると、司法省(Ministry of Justice)は連邦政府刑務所過密緩和計画(Federal Government Prison Decongestion Program)に基づき刑務所を監視した。多くの場合囚人は法定審問に出席するための移動手段がなかったため、囚人の不満は公判へのアクセス欠如に集中した。

独立的監視：独立した民間監視者による限定的な刑務所の監視が行われた。赤十字国際委員会(International Committee of the Red Cross)は引き続き警察の収容施設に出入りすることができた。政権交代後、当該委員会はNPSの施設にも出入りした。(2015年)8月時点で当該委員会は一部の軍事収容施設への訪問も可能であった。

改善：個々の検事総長及び刑務所運営陣は現地の施設及び手続を改善するために活動した。一部の地方行政は囚人が利益を得られるようにするため、宗教団体、NGO、及び国家青少年部隊(National Youth Service Corps)から寄付を集める取り組みをした。ナイジェリア刑務所図書館(Libraries in Nigerian Prisons)プロジェクトを通じ、逸脱からの社会復帰のための国民連合(Citizens United for the Rehabilitation of Errants)は読み物及び囚人向けの教材の入手方法の改善を続けた。

d 恣意的な逮捕又は拘留

憲法及び法律は恣意的な逮捕及び拘留を禁止しているが、警察や治安部隊はこうした行為を採用した。メディア及びNGOの報告によると、2013年以降、軍部は北東部でのボコ・ハラムに対する軍事活動中に数千人もの人々を恣意的に逮捕してきた(第1.g.節参照)。

警察及び治安組織の役割

警察は大統領が指名した法執行活動の責任を負う警察の監察長官に報告を行う。副監察官は各州警察部隊を指揮する。憲法は州及び地方政府が独自の警察部隊を組織することを禁止しているが、州知事は現地の緊急措置において連邦警察を指揮することができる。国家サービス省(DSS : Department of State Services)は国内治安に対する責任を負い、国家安全保障顧問を通じて大統領に報告する。警察は社会的暴力を規制できないために、現地警察が民族宗教的暴力の発生を阻止できなかった後、軍隊が先住民の暴力を受けてプラトー州に展開したときのように、政府は多くの事件で軍隊を頼った。軍部は暴力の報告に的確に対処することができない場合が多かった。

警察、DSS及び軍部は文官当局に対して報告したが、文民統制外で定期的に活動した。政府には治安部隊による虐待や汚職を調査及び処罰する有効な仕組みを有していなかった。警察及び軍部は依然として汚職を起こしやすく、人権侵害を犯し、容疑者の逮捕、不法拘留及び場合により裁判なしの処刑における広範囲に渡る刑事免責を受けて活動した。軍隊では、兵士の指揮官は懲戒処分を決定し、当該指揮官の決定は軍隊法(Armed Forces Act)に基づく指揮命令系統による審査を受けた。2015年下半期中、NHRCは軍部に対する人権養成をいくつか提供した。さらにNHRCは軍隊隊員による人権侵害を通報するための国民向けのホットラインの開設も発表した。

報告によるとDSSも、特に言論及び報道の自由の規制において人権侵害を犯した。場合により一般市民又は政府は人権侵害の加害者を起訴したが、ほとんどの場合公判が長引いた、又は初動捜査の後未解決に終わった。NHRCはその重点範囲の1つとして、「拷問及び裁判な

し、略式及び恣意的な処刑」の調査報告に対して責任を負っている。

逮捕手続及び拘留中の取扱い

警察及びその他の治安当局は、ある人物が罪を犯したという十分な嫌疑があれば、事前に令状を取らずに逮捕する権限があり、しばしばこの職権が乱用された。法律は、緊急事態にあっても、勾留者は 48 時間以内に治安判事に出頭するものとし、弁護士及び家族に面会できることを義務付けている。多くの場合、政府及び治安当局は賄賂を受け取らない場合でもこうした規制を順守しなかった。警察は取り調べのために犯罪現場近くで発見された人々を数時間から数か月間の期間に渡って拘束し、釈放後、当局は追加尋問のために戻るよう要求する場合が多かった。法律は逮捕する警官に対し、逮捕時容疑者に嫌疑について通知し、妥当な時間内に手続きするために当該容疑者を警察署に移送するよう義務付けており、容疑者が弁護士を採用し、保釈金を納めることを許可している。家族は怖がって収容施設として使用されている軍隊の兵舎に近づけなかった。警察は日常的に容疑の通知又は弁護士及び家族との面会を許可せずに容疑者を拘束しており、こうした拘留には賄賂の教唆が含まれている場合が多かった。保釈規定は多くの場合、依然として恣意的又は裁判外の影響を受けた。裁判官はしばしば極めて厳重な保釈条件を設定した。保釈制度が機能していない多くの地域では、容疑者は依然として刑務所制度の範囲内で調査拘留のもと無期限で投獄された。当局は長期間勾留者が外部との連絡が取れないようにした。多くの勾留者の申し立てによると、警察は彼らを法定審問に連れて行くため及び釈放するために賄賂を要求した。家族が裁判への参加を希望した場合、警察は追加支払を要求することが多かった。

恣意的逮捕: 治安部隊の隊員は 2015 年中、人数は不明のままが多数の人々を恣意的に逮捕した。(2015 年)5 月に公開された AI 報告書によると、2013 年から 2014 年の間に軍部は北東部で少なくとも 20,000 人を恣意的に逮捕した(第 1.g.節参照)。

治安局は 2015 年中にジャーナリスト及びデモ参加者を拘束した(第 2.a.節及び 2.b.節参照)。

恣意的な逮捕: 長期に渡る公判前拘留は依然として深刻な問題であり、2014 年からの NPS の集計によると、公判待ちの勾留者は囚人の 69% を占めており、中には 10 年以上公判を待っている勾留者もいた。裁判官の不足、深刻な未決の公判、地域固有の汚職及び過度な政治的影響が司法制度を妨害した。場合により度重なる休廷が重大な遅延を引き起こした。警察及び NPS は勾留者を審問のために移送するのに十分な車両を所有していなかったため、裁判所は多数の勾留者の法定を休廷とした。

2013 年 NHRC は義務付けられている「官報掲載」が行われておらず、必須の内相による承

認を受けていなかった臨時収容施設の調査を行う委員会を設立した。2つの措置は収容施設の最低安全基準を規定するためのものであった。当該委員会の調査は(2015年)12月時点では引き続き公開されていた。法定代理人を擁している勾留者であっても裁判に行き着くまで数年間待機する場合が多かったため、勾留者の多くは裁判所に不満を訴えようとすることはできなかったがこうした申入れは不可能だと認識した。

メディア及びNHRCの報告によると、当局が事件簿を紛失したために勾留され続けた勾留者もいた。一部の州政府は、有罪判決を受けた場合に囚人が宣告されるはずの見込まれる最高刑より長い期間勾留されていた囚人を釈放した。(2015年)6月、ラゴス州の裁判長は21人の囚人をそれぞれの罪で有罪とされた場合よりも長い期間収監した後に、キリキリ(Kirikiri)刑務所から釈放した。

勾留者にはNHRCに異議を申し立てる権利がある。当該委員会は州政府を相手に集団訴訟を起こし、異常に長い公判前拘留に対処するよう政府に要求した。(2015年)12月時点でこの訴訟は公開されている。

e 公正な公判の否定

憲法及び法律は独立司法を規定しているものの、司法機関は行政及び立法機関並びにビジネス部門からの圧力を受けやすい状態が続いた。政治的指導者は特に州及び現地レベルで司法に影響を及ぼした。人手不足、財源不足、非効率性及び汚職により司法が適切に機能しなかった。裁判官が公判に出席できないことが多かった。さらに裁判所職員は低賃金で、多くは適切な技能、訓練が不足していた。

裁判官は容易に賄賂を受け取り、訴訟当事者は公正な裁判が提供されるよう裁判所を信頼することはできないという公共認識が広まっていた。国民は長期遅延に直面し、裁判を円滑に進めるため又は有利な判決を得るために、司法職員から賄賂の要求を受けたとされた。

司法省は連邦及び州レベルでの裁判官の教育及び在職期限に対する厳しい要件を施行したが、地方レベルでは裁判官に対する要求又は監視機関がなく、それにより地方裁判所での汚職及び誤審が引き起こされた。

シャリア及び通常の(従来の)控訴裁判所は北部12州及びFCTで機能した。法律は、判例法又は慣習法制度に基づいた各州による裁判所設置を許可することを規定している。これにより各州は裁判所においてシャリア刑法を使用することが許可されている。訴訟の性質及び当事者の同意によりシャリア裁判所が司法権を有するか否かが決定されるのが一般的であった。

シャリア裁判所を開設するための推進力は、少なくともある程度はその他の裁判制度における非効率性、費用及び汚職に起因した。

被告人には判例法による控訴裁判所を通じてシャリア犯罪法の合憲性について異議を申し立てる権利があるが、判例法控訴制度に及ぶ適切な法的立場を有する異議申し立てはなかった。シャリア法に基づく判決を行う最高控訴裁判所は引き続き、シャリア刑法における公式研修が義務付けられていない判例法裁判官を有する最高裁判所(Supreme Court)であった。

裁判手続

被告人は以下の権利を享受する。無罪の推定を受ける権利、容疑に関する適切及び詳細な通知を受ける権利(必要に応じて無料通訳付)、不当な遅延なしに公正及び公開の裁判を受ける権利、選任の法定代理人と連絡を取る権利(又は公費で法定代理人の提供を受ける権利)、弁護の準備のための十分な時間及び設備を有する権利、被告人に対立する証人と対決する並びに承認及び証拠を提出する権利、犯行の証言又は自白を強要されない権利、及び控訴する権利。法律は被告人が直接又は弁護士を通じて政府所有の証拠の入手を求める権利を許可している。

当局はこうした権利を常には尊重しなかった。被告人には自身で選任した訴訟代理人を採用する権利があるものの、死刑を科す特定の犯罪を除いて、訴訟代理人不在で裁判を進めることを抑止する法律はない。当局は、法律の規定を遥かに超えた期間に渡り公判待ちで被告人を刑務所に勾留した(第 1.c.節参照)。

人権団体によると、政府は軍部に勾留されているテロ容疑者に法的代理人、適正手続及び司法機関による審問を受ける権利を与えなかった。(2015年)6月、NAは当時勾留中であったボコ・ハラムの容疑者 504 人のうち 350 人に関する資料を司法長官及び司法省に送付したことを公表した。

2014年10月、ラゴス連邦最高裁判所(Lagos Federal High Court)はボコ・ハラム戦闘員の容疑者 3 人に対し、それぞれテロ行為並びに禁止されている銃器及び銃弾所持の罪で 25 年の懲役刑を科した。当該裁判所はもう 1 人の容疑者に全ての罪で無罪判決を言い渡した。(2015年)12月時点で残りの訴訟に関する更新情報はなかった。

憲法は、何世紀にも渡って運用されてきた判例法又は慣習法制度に基づく州レベルの裁判所を規定している。憲法では特に「民事訴訟」のためのシャリア裁判が承認されているが、刑事訴訟に対する当該裁判の使用に関する記述はない。北部 12 州のシャリア裁判所は、婚姻、

相続及びその他の家族の問題に関連する問題が関与している場合が多い民事訴訟に加え、原告と被告の両者がイスラム教徒であり裁判地に合意している場合、刑事訴訟の審理も行う。シャリア裁判所は hadd 攻撃(コーランで規定されている刑罰を伴う重大な犯罪行為)などシャリア刑法に基づく判決を下し、むち打ち、切断及び投石による死刑などの刑罰を規定することができる。非イスラム教徒はイスラム教徒との民事紛争に巻き込まれた場合、シャリア裁判所での当該訴訟の審理を選択できる。判例法裁判ではシャリア裁判の使用を選択しないイスラム教徒及び非イスラム教徒の訴訟を審理する。シャリア裁判所に非イスラム教徒の参加を強制する権利はないが、迅速さ及び費用の安さを理由に、過去にシャリア裁判所に提訴した非イスラム教徒もいた。権利を侵害された当事者は3階層のシャリア控訴裁判所にシャリア裁判の判決を控訴することができる。州シャリア控訴裁判所(最上位のシャリア裁判所)による判決は理論上、連邦控訴裁判所次いで最高裁判所に控訴することができるが実例はない。非宗教的な刑事裁判所に限り支持している憲法の文言及びシャリア刑事裁判所への非自発的参加禁止に関わらず、ザムファラ州(Zamfara)法はイスラム教徒が関与している全ての訴訟をシャリア裁判所が審理するよう義務付けている。

シャリア裁判所は通常男性と比較してより重みのない女性及び非イスラム教徒による証言を許可した。判例法に基づき、女性及びその他の集団のメンバーは民事又は刑事訴訟で証言し、その他の証人による証言と同程度の影響力を持つ証言を行うことができた。一部のシャリア裁判官は男女の被告人に対して不倫又は密通を証明するために異なる証拠要求を許可した。例えば、一部のシャリア裁判所において妊娠は女性の不倫又は密通の証拠として許容された。対照的に、シャリア裁判所は自白した又はその犯罪に関して証人による証言が得られた場合に限り男性に有罪判決を下すことができた。ただしシャリア裁判所は、離婚の合意、子どもの監護権、及び扶養手当を得られやすくするなど、女性に一定の利益を与えた。

(2015年)6月25日、カノ州のシャリア裁判所は神を冒瀆したとして男性8人及び女性1人に対し死刑を宣告した。メディアの報道によると、ティジャーニーヤ(Tijaniya)教団の創設者を祝する宗教集会中に、被告人は預言者モハメッド(Prophet Muhammad)の上に当該教団の創設者を掲げたとされている。この訴訟は(2015年)12月時点で控訴中であった。

軍事裁判所は軍関係者の審理しか行わなかったが、当該裁判所の判決が民間法廷に控訴された場合があった。軍隊の隊員は民事及び刑事訴訟に関して軍隊法の支配下にある。軍隊隊員の軍事活動指揮官は当該隊員に対する容疑を承認しなければならない。当該指揮官はその罪が軍法会議の開催又は軽度の懲戒処分のどちらの対象になるかを決定する。当該指揮官が最終決定を下すものの、こうした決定は名目上、上位の審査を受ける。訴訟が進むと、被告は4人のメンバーからなる軍法会議による審理を受ける。法律は民間の控訴裁判所への上告の他、軍事評議会を前にした内部控訴を規定している。現役勤務の任務遂行中に罪を犯した容

疑で告発された軍隊隊員は、軍事法に基づき軍法会議にかけられる。

(2015年)5月、NAの発表によると、アブジャ(Abuja)及びラゴスで579人の将校及び兵士が軍法会議にかけられていた。その容疑には当局に対する卑劣な行為、反抗及び違反が含まれていた。被告人の弁護士は、軍部によるボコ・ハラムに対する軍事行動の遂行における無能力さ及び汚職を隠蔽するために、軍部が訴訟依頼人に罪を負わせていると主張した。(2015年)8月、新任の軍隊参謀総長は前年72の兵士が死刑を宣告された事例を含む全ての事件を再審理するために委員会を設置した。(2015年)9月、NAは当該委員会に出廷した兵士5,000人のうち3,032人の減刑及び復職を公表した。報道によると、赦免された兵士は2週間の訓練の後、ボコ・ハラムに対する軍事行動の支援で北東部に再配置された。

2014年9月軍隊参謀軍法会議は、不当な扱いを受けた兵士が第7師団指揮官 Ahmadu Mohammed 少佐が乗っている車両に発砲した2014年5月のボルノ州での反乱への関与に対し、12人の兵士に射撃班による処刑を宣告した。2014年10月アブジャの連邦最高裁判所はNAに対し、年末時点で継続されていた上訴中の死刑執行を延期するよう命じた。

政治犯及び政治的理由により勾留された者

政治犯及び政治的理由による勾留者に関する新たな報告はなかった。反逆疑惑で昨年逮捕された人々は年末時点で未だ勾留されていた。

民事上の訴訟手続及び救済方法

憲法及び法律は民事訴訟における独立司法を規定しているが、ビジネス界の他、行政及び立法機関は民事訴訟に影響及び圧力を及ぼした。役人による汚職及び判決を実行する意思の欠如も適正手続きを妨害した。法律は不満を軽減するための提訴を規定しており、裁判所は損害賠償請求を認め、人権侵害を中止又は阻止するための禁止命令を発令することを許可されているものの民事裁判の判決の執行は困難だった。

f 私生活、家族関係、家庭生活、又は通信に関する恣意的な干渉

法律は恣意的な干渉を禁止しているが、2015年中当局はこうした権利を侵害したとされており、警察は令状なしで家屋に侵入し私的通信を監視した(第2.a.節参照)。人権団体及びメディアの報告によると、治安当局はボコ・ハラム戦闘員の疑惑のある人物の自宅を令状なしで強制捜索を行った。治安当局はボコ・ハラム戦闘員の疑惑がある人物の家族を拘束及び勾留したとされている。

連邦区開発機関(FCDA : Federal Capital Development Authority)は依然として、アブジャ都市計画を順守していないとされるコミュニティ住民を強制退去させると脅迫した。FCDA は概して(構造物が合法的に建築されたことを示す書類を提示できた場合であっても)適切な許可のない全壊した家屋、事業所又は教会は危険である、若しくは健康被害をもたらすと主張した。多くの民間社会団体及び国民によると、不動産開発業者は FCDA の支援を得て不動産を取得した。解体される家屋の決定に対する透明性のある法的手続きは取られておらず、自宅を失った人々は訴えを起こす資金がなく損害賠償を一切受けなかった。下流及び中級階級の人々が自宅及び財産を失った例が多かったため、多くの監視者はこうした取り壊しを主に社会経済的階級に基づく汚職及び差別によって動機づけられたものと認識した。当局はいったん明け渡されると、政府の役人とつながりのある裕福な人々に当該財産を売却した。

(2015 年)9 月 18 日の AI の報告によると、当局は危険な構造物が建築されている土地の返還を要求している首長を支持し、判決を受けバディア東(Badia East)の非公式コミュニティ内の数百世帯を強制退去させていた。AI によると、2013 年ラゴス州政府はバディア東の数千もの構造物を解体し、これにより約 9,000 人の住民がホームレス状態となった。その後当該州政府は破壊したスラム街の用地に低所得者向け集合住宅 1,008 棟の建設計画を発表したが、多くの住民は代わりの住宅を提供しなかった当局に対する不満を述べた。2014 年ラゴス州政府は被害を受けた家主及び賃借人にそれぞれ 309,000 ナイラ(1,545 ドル)及び 90,400 ナイラ(452 ドル)を支払うことに合意したとされた。(2015 年)12 月時点でラゴス州政府が支払いを完了しているかどうかは不明であった。

g 国内の紛争での過剰な武力行使及び虐待行為

殺害 : NA の第 7 及び第 3 師団、警察及び DSS は、アダマワ州、ボルノ州及びヨベ州でのボコ・ハラムに対する軍事行動の最中に裁判なしの殺人を続けた。目撃者及び NGO の報告によると、(2015 年)3 月軍部はボルノ州バマ(Bama)の市街地を奪還後、ボコ・ハラムの戦闘員と疑われる人物を殺害した。(2015 年)5 月に公開された AI の報告によると、軍部は 2013~2014 年の間、ボコ・ハラムに対する軍事行動の最中に 1,200 件を超える裁判なしの殺人を犯した。

報道及び NGO の報告によると、2014 年 NA 第 7 師団はボルノ州マイドゥグリのギワ兵舎及びヨベ州ダマチュルのセクターアルファ及びプレジデンシャルロッジで、ボコ・ハラムの戦闘員と疑われる人物を不当に拘束及び殺害した。元勾留者によると、治安当局による拷問、飢餓及びその他の形態の虐待によって勾留者が死亡した。

2014 年 AI は 1 つの報告書を公開し、第 81 大隊及び CJTF の隊員を含む軍隊隊員による勾留

者の裁判なしの処刑及び(2015年)3月14日前後に行われたマイドゥグリ周辺の共同墓地での遺体処分を示すビデオ映像を所有していると述べた。AIによると、女性及び子どもを含む1,000人以上の勾留者を解放したボコ・ハラムによるギワ兵舎への攻撃を受け、軍部及びCJTFは同日だけで622人を処刑した。マイドゥグリの住民がAIに語ったところによると、兵士は武装していなかったとされる逃亡した勾留者を取り押さえ、再度拘束し、その後処刑した。軍部は申立てを否認したがAIの報告を調査すると述べた。この声明はブハリ大統領の首席補佐官による同意を得たものである。年末時点で当該調査に関する情報は入手できなかった。

報道の記事には相反する及び不確かな情報が含まれていることが多かったが、複数の情報源が虐待の申立てを裏付けた。こうした主張を公に否定した当局もあったが、ブハリ政権は調査を行い人権侵害者を処罰すると述べた。

ボコ・ハラムは当該組織の政治的又は宗教的信念に異議を唱えていると認識された非宗教的機関及び人物に対する暴力活動を続けた。ボコ・ハラムは町村への無差別大規模攻撃、居留区の奇襲並びに民間及び軍部の標的両方に向けたIEDS及び自爆テロ犯の使用を遂行した。メディアによる報道に基づきNGOが集計したデータによると、ボコ・ハラムと政府間の紛争の結果、約9,000人(民間人及び両陣営の戦闘員を含む)が死亡した。

報道及びNGOの報告によると、(2015年)1月3日ボコ・ハラムは、ボルノ州バガ(Baga)の市街地から数マイル西部にある小さな農村、マイル(Mile)4付近のNA基地を攻撃した。軍部は早々にその基地を制圧した後、バガに向かって東側に方向を変えその後の4日間でバガ及び周辺の農村の一般市民を襲撃した。NGOが収集した目撃者による証言によると、ボコ・ハラムはその6年間の反乱の中で最悪の当該組織単独による大虐殺となった可能性のある襲撃において、おそらく最大2,000人の人々を無差別に銃撃及び殺害した。

当該テロ集団はほぼ毎日アダマワ州、ボルノ州及びヨベ州の農村及び都市への攻撃を続けた。さらにバウチ州、ゴンベ州、カノ州及びプラトー州などで大量の民間人の死傷者をもたらす攻撃も実行した。女性及び少女はそうした攻撃の多くを実行した。例えば(2015年)1月10日、ボルノ州マイドゥグリの市場で10歳の少女に結び付けられた爆弾が爆発し、16人が死亡、20人以上が負傷した。(2015年)7月26日、ヨベ州ダマチュルの市場に続く入口で爆破を実行し、10人が死亡、50人が負傷した。

誘拐：AIによると、北東部で治安部隊により拘束された多くの民間人は強制失踪の被害者となった。ある活動家の名簿にのみ2011～2014年の間にボルノ州で拘束され未だ行方不明となっている1,200人の氏名が記載されていた。

ボコ・ハラムは多くの場合コミュニティへの大規模な攻撃と同時に、男性、女性及び子どもの誘拐を続けた。当該組織は男性、女性及び子どもに同組織のために戦うことを強要した。ボコ・ハラムに誘拐された女性及び少女は肉体的及び精神的虐待、強制労働、強制結婚、強制改宗、軍事活動への強制参加及びレイプなどの性的虐待の対象とされた。一部の女性及び少女の誘拐は恣意的なものと思われたが、被害者の多くは学生又はキリスト教徒だったことが理由で誘拐の標的にされたと考えられた。さらにボコ・ハラムは待ち伏せ地点への治安部隊の誘い込み、身代金支払いの強要、捕虜交換の利用又は戦闘員へ妻の提供のためにも女性及び少女を利用した。

NGO の報告によると 2,000 人を超える拉致被害者がいたと思われる。人権活動家は、ボルノ州のグウォーザ(Gwoza)自治区だけで 2014 年 11 月から(2015 年)2 月までの間に女性 500 人及び子ども 1,000 人以上の誘拐を記録した。(2015 年)1 月 6 日、ボコ・ハラムはヨベ州のカタルコ(Katarko)村を攻撃し、女性及び少女 134 人と少年 84 人を誘拐した。(2015 年)1 月 25 日、当該組織はそのうちの 192 人を解放したが、(2015 年)11 月時点で残りの拉致被害者は行方不明であった。報道によると、(2015 年)8 月及び 9 月、NA はボコ・ハラムに誘拐された約 1,000 人を解放した。

2014 年 4 月、ボコ・ハラムはボルノ州南東部にあるチボク(Chibok)町立女子中等学校を襲撃し、学生 276 人を誘拐した。報告によると、誘拐された少女のうち 58 人は数日以内に誘拐犯から逃れた。軍事上の助言及び情報共有といった形式での海外援助国からの支援があったにも関わらず、(2015 年)12 月時点でナイジェリア国軍は残りの少女の解放を確保することができなかった。

身体的虐待、刑罰及び拷問：治安当局はボコ・ハラム及びその他の容疑者の追及において過剰な武力を行使し、恣意的な逮捕、勾留又は拷問を行う場合が多かった(第 1.c.節参照)。

AI による(2015 年)5 月の報告によると、治安部隊は 2009 年にボコ・ハラムに対する軍事行動を開始して以来、北東部で約 20,000 人(大半は男性及び少年)を恣意的に拘束した。その多くは軍事収容施設に収監され、そこで口渇、飢餓、窒息、過密状態が原因の疾病、治療の不足、未換気の監房での燻蒸化学物質の使用及び拷問により 7,000 人以上が死亡した。当該報告は軍部による収監中の拷問の使用も報告した。

報道及び NGO の報告によると、ボコ・ハラムは女性及び少女に対する広範に及ぶ性的暴行を実行した。2014 年の報告によると、ヒューマン・ライツ・ウォッチ(HRW : Human Rights Watch)はボコ・ハラムが 2009 年以降少なくとも 500 人の女性及び少女を誘拐しており、強制結婚及びレイプなどの性的及び性別に基づく暴行を加えたことを報じた。逃走した生存者は

十分な医療及び心理社会的治療及びケアをなかなか受けられなかった。

児童兵士：18歳未満の若者がボコ・ハラムによる攻撃に参加した。NGOによると、当該組織は賃金を支払い、強制的に徴兵し、あるいは別の方法で少年及び少女に同組織の部隊での勤務及び攻撃や奇襲の遂行、IEDの仕掛け、スパイとしての勤務、並びに自爆テロの実行を強要した。(2015年)1月、ボコ・ハラムのメディア部門は児童兵士向けの訓練キャンプを写したとされる写真を公開し、児童兵士らを「カリフの府の見習い」と呼んだ。この画像から青と黒の衣服を身に付けた子どもたちが自動小銃の狙いを定めていることが見て取れた。ボコ・ハラムは少女も誘拐し性的奴隷として監禁状態にし、当該組織のために強制労働させた。ボコ・ハラムによる自爆攻撃における女性及び少女の利用は2014年以降増加している。

(2015年)1月21日、連邦司法長官兼司法相 Mohammed Adoke は、女性自爆テロ犯を使用したとして政府がボコ・ハラムの戦闘員を起訴することを述べている勧告を出した。同氏は、15歳未満の子どもの国軍への徴兵又は採用、若しくは戦闘への積極的参加を目的とした使用を戦争犯罪としている国際協定を順守及び実行する義務があると述べた。さらに Adoke 氏は軍部に対し、法律を順守しボコ・ハラムに対する軍事行動での子どもの使用又は虐待を行わないよう求めた。

ある未確認の報道によると子どもは CJTF の大部分を占めた。2014年9月、国際的 NGO 児童及び武力紛争に関するウォッチリスト(Watchlist on Children and Armed Conflict)は18歳未満の若者による CJTF の活動への直接的参加を報告した。目撃者は児童の CJTF への強制採用及びボルノ州の複数の市街地にある検問所で CJTF と共に勤務している18歳未満の若者について説明した。CJTF の隊員は巡回の実施、情報収集及び検問所の監督などといった軍事行動に多くの児童を使用していることを認めた。時折情報交換を行うことを除けば、NA は CJTF と協力関係にないと主張した。CJTF は第7師団にボコ・ハラム戦闘員と疑われる人物に関する情報を提供し、そうした人物を逮捕し、検問所に要因を配置したとされている。

政府職員によると、唯一 NA だけがボルノ州青少年啓発プログラム(BOYES: Borno State Youth Empowerment Program)に参加した元 CJTF 隊員と協業した。同プログラムはボルノ州協賛の研修及び雇用計画であり、その参加者は年齢が18歳以上であることを証明するための審査を受けた。職員の説明によると BOYES 修了生は兵器を与えられるのではなく、それよりもボコ・ハラム容疑者の身元特定及び場合により検問所での車両の爆発物捜索を補助するために兵士とチームを組んだ。

以下の URL で公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書 (Trafficking in Persons Report)」も参照のこと。

www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/

他の紛争関連の虐待：(2015年)12月時点で約215万人がアブジャ、アダマワ州、バウチ州、ベヌエ州(Benue)、ボルノ州、ゴンベ州、カドゥナ州、カノ州、ナサラワ州(Nasarawa)、プラトー州、タラバ州(Taraba)、ヨベ州及びザムファラ州で退去を強いられた。反乱(84.5%)及びコミュニティの衝突(12.9%)が強制退去の主な理由であった(第2.d節参照)。

第2節 市民的自由権の尊重、以下の各権利など：

a 言論及び報道の自由

憲法及び法律は言論及び報道の自由を規定しているが、政府はこの権利を度々規制した。

言論及び表現の自由：憲法は全ての個人に「意見を持つ及び干渉されずに考えや情報を受け入れる及び開示する自由を含めた表現の自由」の権利を付与している。連邦及び州政府は通常この権利を尊重したが、政府が言論及びその他の表現の権利を奪った事例が報告された。

報道の自由：フリーダム・ハウス(Freedom House)による年1回のメディアの独立性に関する調査「報道の自由2015」は、報道は「部分的に自由」であると説明した。大手で活気のある国内の民間報道機関はたびたび政府を批判した。新聞及びテレビは比較的高額であり識字レベルが低かったため、依然としてラジオがマスコミ及び情報の最も重要な媒体だった。

暴力と嫌がらせ：治安当局は、時折政治的汚職及び安全保障などの慎重に扱うべき問題に関する報道をしたとして、ジャーナリストを拘束し嫌がらせをした。治安当局及び警察は政府を批判したジャーナリストを拘束及び勾留する場合があった。

ジャーナリストへの攻撃の監視を行っているラゴス州に拠点を置く NGO、国際プレスセンター(International Press Center)によると、2014年11月から(2015年)2月までの間に少なくとも32回報道への攻撃が行われた。治安部隊及び軍部はその攻撃のうち24件に関与していた。

(2015年)3月25日、治安部隊はボルノ州マイドゥグリでのボコ・ハラムに対する軍事行動を報道していたアル・ジャジーラ(Al Jazeera)のジャーナリスト2人を拘束した。政府軍はこの2人に尋問を行った後、装備品を没収し(2015年)4月5日に解放されるまでそれぞれのホテルの室内に外部から隔離した状態で監禁した。軍部はこの拘束を認識していたがジャーナリストは保護、認定又は許可なしに活動していたと主張した。

(2015年)5月29日、ナサラワ州知事 Umaru Tanko al- Makura の支持者らがデイリー・トラスト(Daily Trust)新聞の記者を襲撃した。この記者は以前、APCにおけるナサラワ州の政治的関与を問うている、同記者が公開した記事に知事が不満を漏らしているという al-Makura の知人からの電話を受けていた。

検閲又は内容の制限：政府は放送媒体の監視及び規制を請け負っている国家放送委員会(NBC：National Broadcasting Commission)を通じて大半の電子媒体を規制した。法律は地元のテレビ局が特別な宗教番組、スポーツ番組、又は国益となる出来事を除く他国の番組を放送することを禁止している。ケーブル及び衛星放送はそれ程規制されなかった。例えば、NBCはこれらのネットワーク上での外国のニュース及び番組の生放送を許可した。ケーブル及び衛星放送局はその放送時間のうち20%は現地の番組を放送しなければならない。

ジャーナリストは自主検閲を行った。現地 NGO によると、治安当局は新聞編集者及びオーナーを脅して殺害及びその他の人権侵害に関する報道を検閲させた。

名誉毀損法：名誉毀損は民事犯罪であり、被告人はニュース報道又は社説に含まれている意見又は価値観の真実性を証明すること、若しくは罰金の支払いを要求される。これによりメディアの被告人が「公共の利益の問題に対する公正批判」の判例法による法的擁護を当てにすることができる状況が制限され、表現の自由の権利が規制された。名誉棄損は2年間の懲役刑及び場合によっては罰金の罰則が付く刑事犯罪である。

非政府の影響：2015年中ボコ・ハラムはジャーナリストや報道の発信源の脅迫を続けた。ボコ・ハラム戦闘員に対する恩赦を行う計画に関する批判的な意見記事を書いた全国紙デイス・デイ(This Day)のジャーナリストは、(2015年)5月10日に当該組織の広報担当から殺すと脅迫する電子メールが届いたと報じた。

集団暴行も、特に国政選挙までの期間に、表現の自由を抑制するために続けられた。(2015年)2月2日ゴンベ州で、ある集団がグッドラック・ジョナサン大統領による決起集会を報道していた5人のジャーナリストを攻撃し負傷させた。(2015年)2月10日イモ州(Imo)で、ある人物が PDP 及び APC 支持者間の衝突を報道していた国営のナイジェリアテレビジョン公社(Nigeria Television Authority)所属のカメラマンを刺した。(2015年)2月17日リバー州(River)で、攻撃者は APC 集会の生中継の最中にチャンネルズ TV(Channels TV)の記者を負傷させた。警察はこれらの事件をそれぞれ捜査したが、(2015年)9月時点でいずれも容疑者は逮捕されていなかった。

インターネットの自由

インターネットの利用に対する政府による規制はほとんどなかったものの、インフラ及び手頃な価格への課題が根強く残った。2015年中高速ブロードバンドの普及率は2013年の6%から10%まで増加したが、ナイジェリア国内でのインターネット利用が増加したのは携帯電話の利用が増加したためであった。国際電気通信連合(International Telecommunication Union)によると、2014年に個人のうちの43%がインターネットを使用した。

情報源によると、政府は特に選挙期間中にインターネット及び電子メールの内容の監視及び抑制を試みた。人権活動家及び事業経営者は個人のデータ及びプライバシー権保護に対する法律の不十分さに関して懸念を示した。

(2015年)5月ジョナサン大統領は、サイバー犯罪を抑止しこれに対抗する、及びサイバーセキュリティ対策を強化することを目的とした2015年サイバー犯罪法を成立させた。一部の市民社会団体(CSOs)、政府職員及び事業経営者は、この新法により個人の通信の傍受における法律実施及び治安当局に対して認められる広範な権限に関して懸念を示した。CSO、事業経営者及びネットワーク事業者によると、過去の政権は国民の通信の大規模な監視を実施し、通信事業者に反対派政治家の通信データの公開を強要したこともあった。

学問の自由と文化的行事

学問の自由又は文化的行事に対する政府による規制はなかった。

b 平和的集会及び結社の自由

集会の自由

憲法及び法律は集会の自由を規定しているが、政府は集会の政治的、民族的又は宗教的性質が混乱を招く可能性があるとして判断した場合、集会を禁止することもあった。さらに、同性同士の結婚及び市民的結合を禁止する法律である同性結婚禁止法(SSMPA : Same Sex Marriage Prohibition Act)もいわゆる同性愛者団体を通じたいかなる人々の自由結社も違法としている(第6節、「性的指向及び性同一性に基づく暴力、差別及びその他の虐待に関する法律」参照)。社会的な暴力を受けたことのある地域では、警察及びその他の治安当局はその都度市民集会やデモを許可した。

2015年中治安当局はデモ参加者を追い払うために過剰な武力行使を続けた(第1.a.節参照)。礼拝所から離れて開催される野外礼拝は、異宗教間の敵対関係を増幅させる恐れがあるため、

多くの州で引き続き禁止された。

結社の自由

憲法及び法律は政党、労働組合又はその他の特殊利益団体に所属するその他の人々に自由に結社する権利を規定しており、政府は概してこの権利を尊重した。憲法及び法律は政党の自由結成を許可している。(2015年)9月時点で独立国家選挙管理委員会(INEC: Independent National Electoral Commission)に29政党が登録されていた。

c 信教の自由

以下の URL で公開されている米国国務省の「世界の信教の自由に関する報告書(International Religious Freedom Report)」を参照のこと。

www.state.gov/religiousfreedomreport/

d 移動の自由、国内避難民、難民の保護及び無国籍者

憲法及び法律は国内の移動、国外渡航、移住及び帰還の自由を規定しているが、治安当局はテロ攻撃及び民族宗教的暴力の被害を受けている地域に夜間外出禁止令を発令することにより、時折移動の自由を規制した。

政府は国連難民高等弁務官事務所(UNHCR: Office of the UN High Commissioner for Refugees)及びその他の人道主義組織と連携し、難民、移民及び国内避難民のための国家委員会(National Commission for Refugees, Migrants, and Internally Displaced Persons)を通じて難民及び庇護申請者を支援した。

国内移動: 連邦、州又は地方自治政府は夜間外出禁止令を発令し、その他アダマワ州、ボルノ州及びヨベ州ではボコ・ハラムに対する軍事行動との関連で移動を制限した。その他の州では民族宗教的暴行などのさまざまな事件に応じて夜間外出禁止令を敷いた。

(2015年)6月、ブハリ大統領はナイジェリア全土の軍事検問所の即刻撤去を命じた。(2015年)7月、軍部は北東部及びニジェール・デルタに「簡易検問所」を再設置した。監察長官 Solomon Arase は就任直後に幹線道路にある常設の警察検問所の撤去を命じたが、警察は主要幹線道路での職務質問活動を継続し通行者に金銭を強要した。

亡命: 強制追放の法的根拠はなく、国民を亡命させるための公式の法的手続きの事例はなか

った。中には政治的理由で自主亡命を選択する国民もいた。

国内避難民

国際移住機関(IOM : International Organization for Migration)及び国家危機管理庁(NEMA : National Emergency Management Agency)の報告によると、(2015年)12月時点で2,151,000人がアブジャ、アダマワ州、バウチ州、ベヌエ州、ボルノ州、ゴンベ州、カドゥナ州、カノ州、ナサラワ州、プラトー州、タラバ州、ヨベ州及びザムファラ州に強制退去させられた。反乱及びコミュニティの衝突が強制退去の主な原因であった。IOMの推定ではIDPの8%はキャンプで、92%はホームステイ先の家族と生活した。NGOは、IOMの結果には全ての州を包含しておらず、IDPが非常に多いとされる南部の人数を含めなかったため、IDPの実数はもっと多いと主張した。

国際NGOはIDPの最も差し迫ったニーズは食料、シェルター及び保護だと述べた。他には医療、栄養、水、公衆衛生及び教育のニーズもあった。NGOの報告によると、IDPの性的及び性別に基づく暴行(SGBV)の被害者が受けられる援助は不十分であった。女性はキャンプ内外で危険に直面し、SGBVの生存者は安全、内密の心理社会的カウンセリング及び医療サービス、若しくはSGBVについて議論できる安全な場所へのアクセスを制限した。ボコ・ハラムによる監禁中のレイプの末に生まれた赤ん坊の他、女性及び少女は汚名を着せられ、コミュニティから孤立した。

NEMAは主に複数の州でのIDP向けのキャンプ運営により、政府によるIDP対応を先導した。連邦政府に地方統一の計画及びナイジェリアの中でより安全な地区へのIDPの定住計画があった。国内避難に関する国連指導原則(UN Guiding Principles on Internal Displacement)及びアフリカの国内避難民の保護及び援助のためのアフリカ連合条約(African Union Convention for the Protection and Assistance of Internally Displaced Persons in Africa)(カンパラ条約(Kampala Convention))に準ずるIDP政策は、草稿のまま実行されなかった。NGOの報告によると、当局がIDPに強制した又は避難地域で生き延びるための有意義な選択肢がなかったために、元の場所に帰還したIDPもいた。(2015年)8月上旬、カメルーン政府はナイジェリア人のアダマワ州への送還を開始した。この中にはカメルーンで避難所を探していたナイジェリア難民の送還事例が多数含まれていた。カメルーンは(2015年)11月1日までに12,592人以上のナイジェリア人の送還を完了していた。(2015年)8月後半、NEMAは北東部でのNEMAによる介入は緊急的援助から社会復帰、再建及び復興に移行したと述べた。大半の地域で依然として危険でサービスがない状態が続いたため、NGOはこの発表を時期尚早と批判した。

安全保障及び公衆衛生はIDPキャンプで度々発生する問題であった。(2015年)9月11日アダ

マワ州ヨダ(Yola)で、1人の自爆テロ犯が IDP キャンプ内で爆弾を爆破させ、7人が死亡及び14人が負傷した。国内避難民の人権に関する国連特別報告者 Chaloka Beyani は安全保障対策の拡充を要求したものの、こうした対策によって移動及び家族結束の自由などといった IDP の人権が侵害されることがないように警告した。(2015年)9月17日、NEMA はボルノ州の IDP キャンプのうちの1つで、コレラの大流行が原因で9人が死亡、96人が罹患したことを確認した。

難民の保護

庇護へのアクセス：法律は庇護又は難民認定の許可を規定しており、政府は難民の保護を提供するための制度を確立した。UNHCR によると、(2015年)6月時点で難民は約1,300人(都市部の難民1,100人超を含む)及び庇護申請者は900人以上いた。これらの人々は主にコンゴ民主共和国(DRC)、カメルーン、中央アフリカ共和国、コートジボワール、トーゴ、マリ、スーダン及びギニアの出身者だった。DRC、コートジボワール、スーダン、ソマリア、チャド及びリベリア出身者らは主にラゴス州都市部及びオグン州イジェブオデに居住した。カメルーン出身者らはベヌエ州の辺鄙な村落に居住した。

(2015年)9月、当局は少なくとも100人のトーゴ共和国人庇護申請者を送還した。そのうちの多くは子どもであった。約10年間に渡り当該庇護申請者を受け入れていたベナンが同申請者らから難民認定を剥奪した後、彼らは(2015年)7月ナイジェリアに行き着いた。報道によると、ラゴス州の兵士は当該申請者らをバスに乗せベナン経由でトーゴに運んだ。当局は適切な手順に従っていると主張したが、実状は異なると UNHCR は述べた。

雇用：難民はナイジェリア国内で自由に移動及び労働することを許可されていたが、多くの国民がそうであるように、雇用機会はほとんどなかった。

基本的サービスの利用：UNHCR は食糧、教育及び職業技術訓練を提供した。国民同様、難民は警察及び裁判所にほとんど立ち入ることができなかった。

恒久的解決策：この数年間で UNHCR 及び政府は元リベリア人難民を現地で統合するため、リベリア政府との連携で西アフリカ諸国経済共同体(ECOWAS : Economic Community of West African States)からのリベリア人383人分のパスポート及び居住許可証のタイムリーな交付を実現し、これにより当該リベリア人の在留資格の規則化が可能になった。

一時的保護：政府は難民認定を受けられない数百人の人々に一時的保護を提供した。

第3節 政治的プロセスへの参加の自由

法律は、全員及び平等選挙権に基づき定期的に行われる自由公正な選挙において、政権を選択する能力を付与しており、国民はこの権利を行使した。

選挙及び政治的な参加

最近行われた選挙：INEC は当初、大統領選挙及び知事選挙をそれぞれ(2015年)2月14日と28日に実施する予定だった。INEC は治安上の問題を理由に意図的に6週間延期した後、大統領及び連邦議会選挙を3月28日に、知事及び州議会選挙を4月11日に日程を再調整した。政府はこの延期は北東部における治安情勢に対処するために必須だったと述べたが、INEC が新たに導入された永久有権者カード(PVC)の印刷又は配布を完了していなかった、及び生体認証 PVC リーダーの問題が未解決だったと述べる者もいた。批評家によると、与党 PDP は選挙運動のために延期期間の延長を望んでいた。国民、市民社会及び国際的コミュニティはこの6週間の延期を利用して、不正選挙及び暴力を回避する必要性を政府、INEC 及び政党に強調し続けた。

大統領及び議会選挙は総じて透明性及び信頼性のあるものだった。野党 APC はナイジェリア史上初めて成し遂げられた現職大統領の民主主義的交代において、現職の PDP と交代した。市民社会、国民及び国際的監視人は概してこの選挙をナイジェリア史上の中で最も信頼性がある、自由公正な選挙と認識した。ムハンマド・ブハリ氏は任期4年で選出され、(2015年)5月29日大統領としてグッドラック・ジョナサンを引き継いだ。

国民は総じて政権を選択する権利を行使することができたが、アクワ・イボム州(Akwa Ibom)、バイエルサ州、デルタ州及びリバーズ州(Rivers)など少数の州ではこの権利が規制された。国内の監視団体である NGO の経過監視集団(TMG: Transition Monitoring Group)は並行して行った開票の結果を公表し、公式結果を裏付けた。TMG によると、国政選挙は概ね平和的で透明性があった一方で多くの不正行為が行われており、TMG は INEC に対し信頼性のある不正疑惑について全面的に調査し、知事選挙並びにその後続く選挙の前にそうした問題に対処するよう要求した。さらに TMG はアクワ・イボム州、バイエルサ州、デルタ州及びリバーズ州からの照合作業中に急増したとされる投票者数の早急な調査も公式に要求した。選挙運動期間中に与党が政府の資金を使用したという報告もあった。

信頼性がある及び重大な不正の申立ては、特にニジェール・デルタ地方の特定の州で続いた。リバーズ州、アクワ・イボム州及びデルタ州は、(2015年)4月の知事選の期間中に暴行、有権者の脅迫及び不正選挙を経験した。法廷として知られるこれらの疑惑に関する公式の調査

が選挙直後に開始された。リバーズ州及びアクワ・イボム州では、選挙法の順守を怠ったとして当初の選挙結果が覆された。法廷及び控訴裁判所は国民議会の複数の議員の当選を無効とし、再選挙を要請した。さらに法廷は、投票箱の略奪、結果表の不足及び結果の非照合などの不正及び不正投票の蔓延も指摘した。過去の選挙を受けて法廷とは異なり、選挙管理人及び治安当局職員からの前例のない協力があつた。

コギ州(Kogi)及びバイエルサ州でのそれぞれ(2015年)11月下旬及び12月上旬の不定期の選挙期間中、INECは暴行を理由に複数の地方自治区で選挙を中止した。その結果、INECは選挙結果を不確定とし、当該地域で追加選挙を実施し当選者を決定するよう指示した。

(2015年)11月、タラバ州選挙申請裁判所(Taraba State Election Petition Tribunal)はPDPがその候補者を州知事の職に選出した予備選挙は法律に従って実施されていなかったことを明らかにし、APCの次点候補を当選者として発表した。この発表を受けタラバ州で暴動が発生し、少なくとも6人が死亡した。

2011年の国政選挙期間中には選挙関連の死者は800人を超え、60,000人以上の強制退去者が出たため、国民は2015年中の投票日及び選挙前の暴動発生率の歴史的低さに驚いた。国際的監視人によると、概ね穏やかで秩序ある選挙だった。費用は高額だったものの、2015年の選挙は透明性、信頼性及び有権者の信頼感の浸透の点に置いて、INECによる最も成功した選挙だった。

女性及びマイノリティーの参加:女性又はマイノリティーによる投票、公職選挙への立候補、又は選挙監視人としての勤務を抑止する法律はないものの、文化的及び伝統的慣例により、女性が上述の行為を実施できる能力が抑制された。(2015年)6月9日に開会した国民議会において、男性議員が全議席の94%以上を占めた。下院議員360人のうちの20人及び上院議員109人のうち8人が女性だった。(2015年)11月中旬に就任した閣僚36人のうちの6人が女性だった。

上院議員候補者全746人中に女性候補者128人(17%)が含まれていた。そのうちの大半は現職又は野党第一党ではなく、もっと小さい政党に所属していた。エド州(Edo)、ゴンベ州、ジガワ州、カツィナ州(Katsina)、ケビ州(Kebbi)、ナサラワ州、オンド州及びヨベ州では女性の上院議員候補者はおらず、バウチ州、バイエルサ州、ベヌエ州、ボルノ州、カノ州及びタラバ州ではそれぞれ1人だった。

下院では、女性議員の構成比率は5%から4%に下がった。下院議員候補者は1,772人で、そのうちの270人(15%)が女性だった。候補者数が最も多い政党はAPC(358人)、PDP(360人)、

APGA(88人)、及びLP(187人)で、そのうちの女性候補者はAPC27人(7.5%)、PDP19人(5.3%)、APGA5人(5.7%)、LP13人(6.9%)及びMPPP30人(69.8%)だった。

第4節 汚職及び政府内の透明性の欠如

法律は役人の汚職に対する刑事処分を規定しているが、政府はこの法律を効果的に実施しておらず、役人は罰せられることなく汚職に手を染めることが多かった。大規模で広範囲に及ぶ汚職の蔓延により政府及び治安当局の全階層が影響を受けた。憲法は在職中の大統領、副大統領、州知事及び副知事に対する民事及び刑事訴追免除を規定している。2015年中に多数の政府の汚職に関する報告があった。

汚職: (2015年)7月ブハリ大統領は、罰金、押収又は民間回収を通じて違法に取得された財産の回復を規定する犯罪収益法(Proceeds of Crime Act)を成立させた。この法律は差し押さえ、凍結及び犯罪者による上述の財産への接近を抑制する権限も規定している。(2015年)8月、政府は汚職と戦う戦略についてブハリ大統領に助言する対汚職大統領諮問委員(Presidential Advisory Committee Against Corruption)を指名した。同月大統領は、過去8年間に行われた不正と思われる防衛物資調達業務について調査を行う委員会を設置するよう国家安全保障顧問に命じた。

独立汚職行為委員会(ICPC: Independent Corrupt Practices Commission)にはあらゆる形態の汚職を訴追する広範な機関がある。経済金融犯罪委員会(EFCC: Economic and Financial Crimes Commission)による命令は金融及び経済犯罪に限り適用される。(2015年)11月までにICPCは11件の有罪判決を獲得し、29件が起訴中で295件の公開調査を実施した。EFCCは(2015年)11月までに8件の有罪判決を確実なものとし、18件が起訴中で60件の公開調査を実施した。

ICPC及びEFCCによる反汚職の取り組みは引き続き主に低階級及び中階級の役人に重点を置いていたが、(2015年)3月の国政選挙後は両機関ともさまざまな現職及び前職の上級政府職員に対する調査に着手し起訴した。

起訴に成功した中で、EFCCは250億ナイラ(1億2500万ドル)のロンダリング、不当支出及び職権乱用に対する81件の起訴に関して、前エド州知事の兄弟であるLucky Igbinedion及び共犯者1人に有罪判決を下した。注目を集めたもう1件では、(2015年)12月EFCCが22件の不正行為及びマネーロンダリングに関して前国家安全保障顧問を起訴した。

複数の報道によると、ICPCは裕福な公務員を調査し、その給料が取得のために充てていなかった公務員が所有する建物を表面上差し押さえた。その他の報告によると、ICPCは以下の8

人の元州知事に対する汚職の申立てについて調査を行うため、特別委員会を設置した。Rabiu Kwankwaso(カノ州)、Rotimi Amaechi(リバーズ州)、Ibrahim Shema(カツィナ州)、Sullivan Chime(エヌグ州(Enugu))、Fashola(ラゴス州)、Godswil Akpabio(アクワ・イボム州)、Martin Elechi(エボニ州)及び Sule Lamido(ジガワ州)。

(2015年)6月、警察は警察による汚職の蔓延に対処する新たな措置を発表した。その戦略には検問所の廃止、公共のホットラインの開設及び汚職に関する申立てを調査する監察長官監視班の組織などがあつた。

2013年に警察は役人の品位に関する規定を含む行動規範を発表したが、(2015年)9月時点で警察が汚職容疑で役人を起訴したという発表はなかつた。警察によると、当該行動規範は見込まれた道徳規範及び行動を役人に意識されるものとして機能しているに過ぎない。

資産公開：行動規範局及び裁判所に関する法律(CCBTA：Code of Conduct Bureau and Tribunal Act)は、公務員(大統領、副大統領、州知事、副知事、閣僚及び立法者(連邦及び州レベルの両方)を含む)は就任前及び辞職後、行動規範局(CCB：Code of Conduct Bureau)にその資産を開示するよう義務付けている。憲法は CCB に対し「国民議会が規定する条件及び状態に基づき、公開情報をナイジェリア全国民による閲覧が可能な状態にする」ことを要求している。法律は資産情報の公開に対応していない。違反者には起訴の恐れが及ぶものの、訴訟は判決に達しないことが多い。

(2015年)9月3日の大統領官邸の発表によると、ブハリ大統領は CCB に自身の資産を申告しており、その資産は現金3千万ナイラ(150,000ドル)、家屋5棟、泥壁の家屋2棟、未開拓地2区画、農場複数箇所、果樹園1ヶ所、放牧場1ヶ所、牛270頭、ヒツジ25頭、馬5頭及び自動車複数台だった。この同一の声明で副大統領 Yemi Osinbajo が同様に CCB に資産申告を済ませていることも発表され、その資産が簡潔に列挙された。大統領官邸によると、検証及び正当性の立証が完了すれば CCB は全ての書類を一般公開する。

(2015年)9月 CCB は資産の虚偽申告をしたとして上院議長 Bukola Saraki を相手取り、暴行を審理する目的で CCBTA により設置された裁判所、行動規範裁判所(CCT：Code of Conduct Tribunal)に起訴した。当該事件は(2015年)10月に裁判に掛けられたが、CCT は同年末までに判決は下されていなかった。

情報の一般公開：法律はいかなる人も省庁からの情報を請求することを許可している。当該省庁は情報へのアクセス許可、請求受理から7日以内にアクセス拒否の理由を説明すること、又は3日以内に適切な省庁に当該請求を移行することを義務付けられている。法律により全

ての省庁は記録保管が義務付けられている。法律は公務員に対し、法に準じた「誠意ある情報公開」のためのあらゆる種類の民事又は刑事訴訟に対する免責を規定している。法律は公共機関によりアクセスを拒否された人物が司法審査を求めて裁判所に当該事件を提出する期間を 30 日間と規定している。法律には情報又は記録へのアクセスを不当に拒否するあらゆる機関又は公務員に科される罰金 500,000 ナリア(2,500 ドル)が含まれる。記録の破棄は最低刑の 1 年間の懲役刑により罰せられるべき重罪である。ただし、この法律による免責は大統領、副大統領、上院議長、下院議長並びに全州知事に対して適用される。

第 5 節 国内における人権侵害の有無に関して国際組織及び非政府組織が実施する現地調査に対する同国政府の姿勢

国内及び国際的人権団体は総じて政府による規制を受けずに活動しており、人権問題に関して調査を行いその結果を公表した。政府職員が協力し、当該団体の見解に対処する場合もあった。

政府の人権団体：法律は人権の推進及び保護のための独立した司法外機構として NHRC を設立している。NHRC はナイジェリア国内の 6 つの行政区域にある地域支局を通じ、人権を監視している。NHRC は人権侵害に関する申立てを調査し、拷問及び劣悪な刑務所の状態などの調査結果を詳述する定期報告を公開する。法律は NHRC による裁定及び判決としての勧告の承認及び実施を規定している。

国際人権団体：国際刑事裁判所検察局(OTP : Office of the Prosecutor)はボコ・ハラム及び国軍の両者が犯した残虐行為の申立てを分析するため、予備審問を継続して行った。ナイジェリア当局は OTP と連絡を取り合い OTP からの情報請求に応じた。

第 6 節 差別、社会的虐待及び人身売買

憲法及び法律はコミュニティ、出身地、民族、性別、宗教又は政治的見解に基づく差別を禁止しているが、政府はこの法律を有効に実施しなかった。憲法は個人の出生の境遇に基づく差別を禁止している。

女性

女性に対する暴行に有効となる包括的な法律は存在しない。結果として、被害者及び生存者らが司法に頼ることはほとんど又は一切なかった。いくつかの形態の性的暴行を禁止する又は特定の権利保護を要求する法律を施行した州(そのうちの大半は南部)もあったが、多くの

州ではそうした立法は行われなかった。

(2015年)5月25日、政府は対人暴力禁止(VAPP: Violence Against Persons Prohibition)法を施行した。この法は性的暴行、身体的暴行、精神的な暴力、有害な伝統的慣行及び社会経済的な暴力に対して有効である。VAPPに基づき、配偶者への暴行、自宅からの強制退去、財政面での依存の強要又は経済的虐待、有害な未亡人の慣行、女性器切除/女子割礼(FGM/C)、有害な伝統的慣行、薬物攻撃(酸攻撃など)、政治的暴力並びに国家的行為者(特に政府治安部隊)による暴力は違反行為である。暴力の被害者及び生存者は、訴訟期間中に身元が保護されると共に、認定を受けたサービス提供者及び政府機関による包括的医療、心理的、社会的及び法的支援を受ける権利がある。この法律により、国家人身売買禁止機関(NAPTIP: National Agency for the Prohibition of Trafficking in Persons)は規定実施に対する責任を負う。ただし各州で導入されるまでVAPPの規定はFCTに限定して適用することができる。

強姦及びドメスティック・バイオレンス: 法律によりレイプは犯罪と見なされる。VAPPは14歳以上の違反者には懲役12年から終身刑までの刑罰及びその他全ての違反者には最高で14年の懲役刑を規定している。さらにVAPPは有罪判決を受けた性犯罪者の公開登録、並びに裁判所との調整及び被害者がVAPPにより規定されるさまざまな種類の支援(例: 医療、心理的、法的、回復、社会復帰に関連するもの)を確実に受けられるようにするために、地方自治レベルで護衛官を指名することも規定している。この法律には、レイプ被害者に対し十分な賠償金を支払う権限を裁判所に与える規定も含まれる。

以前の連邦のレイプ法は女性限定及び膣への挿入があった事件に限り保護した。VAPPは口腔及び肛門性行も対象に含まれるよう、及び女性だけでなく男性も保護されるよう現行法の範囲を拡大している。さらにレイプ被害者の身元を保護するための規定も含まれている。

依然としてレイプは蔓延していた。(2015年)2月に公開されたある研究によると、調査対象となった大学生のうち約20%が少なくとも1件のレイプを報告した。2013年、HIVの治療に焦点を当てたNGO、治療アクセスへのポジティブ・アクション(Positive Action for Treatment Access)は思春期直前及び青年期(10~19歳)の1,000人に対する全国規模の調査の結果を発表した。その結果によると、少女10人につき3人が初めての性的経験はレイプだと報告した。

社会的圧力及びレイプに関連する烙印により、通報されるレイプの割合及び有罪判決に対して科される刑罰が減少した。レイプ及び性的暴行で有罪が確定した被告に対する判決には一貫性がなく、軽い場合がほとんどだった。北東部では、ボコ・ハラムは女性及び少女の誘拐を継続しており、場合により強制結婚と称して被害者らに性的暴行を加え、家事奉公人及び性的奴隷を強制した。

(2015年)9月、ナイジェリア・フェミニスト・フォーラムは、NHRCの議長にある声明を提出し、女子大学生により報告された性的暴行及びレイプ事件の件数が顕著に増加していること強調した。一例として、ラゴス大学(University of Lagos)のある講師が18歳の女子志願者をレイプしたとして起訴された。

性別に基づく暴行を違法とする全国で適用される法律は存在しない。VAPPは配偶者への暴行に対して最長で3年間の懲役刑、最高200,000ナイラ(1,000ドル)の罰金又はその両方を規定している。VAPPは配偶者/パートナーへの暴行を、身体的危害を与える意図がある接触、むち打ち又は殴打を含む、武力又は暴力の故意による対人使用と定義している。この法律は恐怖、不安又は不快感を抱かせる脅威を伝えることによる脅迫で有罪判決を受けた全ての人物に対して、最長1年間の懲役刑を規定している。さらにこの法律により、被害者からの申請に基づき保護命令を発令する、並びに家庭内暴力抑止担当調整官に対し連邦政府宛に年次報告書を提出するよう命じることをNAPTIPに指示する権限が裁判所に与えられている。こうした連邦規制にも関わらず、家庭内暴力法を施行していたのはクロスリバー州(Cross River)、エボニ州(Ebonyi)、ジガワ州及びラゴス州だけであった。

家庭内暴力は依然として蔓延しており、家庭内暴力を社会的に容認できると考える人が多かった。CLEEN基金(CLEEN Foundation)による2013年全国犯罪被害及び治安調査(National Crime Victimization and Safety Survey)の報告によると、全国の男女の回答者のうち30%が家庭内暴力の被害にあったことがあると述べた。

警察は家庭内紛争への介入を拒否する、又は虐待を誘発しているとして被害者を責める場合が多かった。農村地域の裁判所及び警察は、申し立てられた虐待の程度が地方の慣習規範を超えていない場合、夫を虐待容疑で正式に告訴した女性を保護するために介入することを嫌った。2014年NGOは、数年間に及ぶ虐待の末2011年ラゴス州で妻を刺殺したある男Akolade Arowoloに宣告された死刑判決に注目し、有罪判決が得られた及び当該事件の判決の厳しさが異例であったという事実を述べた。

女性器切除／女子割礼 (FGM/C) : 2008年の世界保健機関(World Health Organization)の調査によると、15歳から49歳の少女及び女性のうち29.6%がFGM/Cを受けていた。国際連合児童基金(UNICEF : UN Children's Fund)の2013年の報告によると、0歳から14歳までの少女のうち14%がFGM/Cを受けていた。この慣例を受けた女性及び少女の年齢は、生後1週間から第一子出産後まで幅があった。FGM/Cを受けた被害者の大半は1歳の誕生日以前であった。成人女性の間の実施率が最も高いのは南部(77%)であり、次いで南東部(68%)及び南西部(65%)であり、北部ではより小さい規模で実施された。最も厳しいFGM/Cの種類である陰門

封鎖は南部では広く行われ、北部の州内ではほとんど見られない。

VAPP は陰核切除又は性器切除を執行する人物に最高で 4 年間の懲役又は 200,000 ナイラ (1,000 ドル)の罰金、若しくはその両方を科している。同法は当該人物をほう助又は教唆する者に最高で 2 年間の懲役又は 100,000 ナイラ(500 ドル)の罰金、若しくはその両方を科している。同法の上では、陰核切除は健康上の理由以外で少女又は女性の外性器を全て若しくは部分的に切除することを指している。法律により FGM/C を執り行う者、FGM/C を行う第三者を手配する者、若しくは FGM/C を行うよう第三者を扇動、ほう助、教唆又勧告する者は違反者となる。

連邦法では陰核切除又は性器切除を犯罪としているものの、連邦政府はこうした慣例を抑止するための法的措置を講じなかった。12 の州が FGM/C を禁止している一方で、州議会が FGM/C を違反と見なしていても、NGO は州法がその管轄区域に適用されることを地方当局に納得させなければならないと認識した。保健省(Ministry of Health)、女性団体及び多くの NGO が FGM/C の健康被害についてコミュニティを教育する社会認識プロジェクトに協賛した。資金不足及びプロジェクト実施上の障害により、医療従事者との接触が限定された。

他の有害な伝統的習慣：VAPP に基づき、第三者に有害な伝統的習慣を受けさせるいかなる者も、最長で 4 年間の懲役又は 500,000 ナイラ(2,500 ドル)以下の罰金、若しくはその両方が科せられる可能性がある。未亡人に有害な伝統的習慣を受けさせるいかなる者も、2 年間の懲役刑又は 500,000 ナイラ(2,500 ドル)以下の罰金、若しくはその両方の対象となる。VAPP 上で有害な伝統的習慣とは、相続又は権利継承の否定、FGM/C 又は割礼、強制結婚並びに家族及び友人からの強制隔離を含む、女性又は少女の基本的権利に悪影響を及ぼす全ての伝統的行為、考え方又は慣習を指す。

新連邦法に関わらず、社会的隔離、血縁関係のない男性から女性及び思春期の少女を隔離する文化的慣習が北部各地で続いた。ナイジェリアの一部地区では、差別的な伝統的慣習により未亡人は否定的な扱いを受けた。北東部で圧倒的に多く見られる「監禁」は依然として、未亡人に対して最も広く行われる剥奪の慣例であった。監禁された未亡人は約 1 年間社会的規制下に置かれ、文化的に定められた服喪期間の一環として剃髪し黒服を着用するのが一般的であった。その他の地域では、未亡人を夫の家族により「相続される」夫の財産の一部として見なした。一部の南部の伝統的コミュニティでは、夫が死亡したとき未亡人に嫌疑がかけられた。潔白を証明するため、未亡人らは亡くなった夫の体を洗うために使用した水を飲むことを強要された。

セクシャル・ハラスメント：セクシャル・ハラスメントは依然として頻発する問題であった。

セクシャル・ハラスメントを禁止する法律は存在しないものの、当局は暴行法に基づき暴力を伴う嫌がらせを起訴することができる。VAPPによりストーキングは犯罪と見なされており、最長2年間の懲役刑又は最高500,000ナイラ(2,500ドル)の罰金、若しくはその両方が科される。同法によりセクシャル・ハラスメントは同法により明確に違反と見なされていない。同法はセクシャル・ハラスメントを性別又は性に基づく性的性質のある身体的、言動的又は非言動的な行為として法的に規定している。セクシャル・ハラスメントは依然として発生し続けている又は深刻な問題であり、品位を落とし、屈辱を与え、若しくは敵対的又は威圧的な環境を生むものである。同法により情緒的、言動的及び心理的虐待及び脅迫行為を違反と見なしている。

雇用又は大学での評点と引き換えに性的な接待を要求する慣例は依然として広く行われた。一部地域では女性は社会的及び宗教的理由で嫌がらせを受けた。女性の権利団体の報告によると、アブジャ環境保護委員会(Abuja Environmental Protection Board)は首都アブジャの路上から商業的な性的労働者を排除する名目で女性を収監した。活動家によると、当該委員会はその後女性たちに釈放のため金銭の支払い若しくは売春の自白及び更生することを強制した。複数の市民社会団体の支援を受け、4人の女性は当該委員会を相手取り ECOWAS 共同体裁判所(Community Court of Justice)に集団提訴した。(2015年)12月、当該裁判所は2016年1月までこの訴訟を延期した。

性と生殖に関する権利：夫婦及び個人は概して子どもの人数、間隔及び時期を決定する権利があるものの、生殖に関する健康に関する情報、並びに生殖に関する質の高い医療サービス及び緊急の産科治療へのアクセスを広範囲で利用することはできなかった。2013年のNDHSの報告によると、妊婦管理、経験を積んだ助産婦、緊急産科治療及びその他の医療サービスへのアクセス不足などの要因により、産婦死亡率は生児出生100,000件につき576件だった。2013年の国連、世界保健機関及び世界銀行(World Bank)の推定によると、2013年に約40,000人の産婦が死亡し、女性の産婦死亡の生涯リスクは31人に1人であった。報告された出産のうちの34%で、経験を積んだ医療従事者が看護を行った。2013年のNDHSによると、既婚女性の15%(現代的手法：10%、従来型手法：5%)が避妊法を利用した。都市部の女性は農村部の女性に比較して避妊具を使用する傾向がはるかに高かった(都市部：27%、農村部9%)。

差別：憲法は女性に男性と同じ法的地位及び権利を規定しているが、女性は顕著な経済的差別を受けた。法律は同一価値の労働に対する平等な報酬を命じておらず、さらに雇用における性に基づく無差別を命じていない。特定分野での女性の雇用を禁止する法律はないものの、報告によると、女性は男性と同じように重工業や建設業界で労働することができなかった。女性は伝統的及び宗教的慣例に基づき差別を受ける場合が多かった(第7.d節参照)。

女性は概して社会的に無視される状態が続いた。女性の土地所有を禁止する法律はないものの、慣例法による土地所有制度により土地所有は男性にしか許可されておらず、女性は結婚又は家族を通じて土地に立入ることができるようになる。多くの慣行により女性が夫の財産を相続する権利も認められておらず、義理の両親が故人である夫の全財産を事実上取得した際、貧困者になる未亡人が多かった。

シャリアを採用した 12 の州では、シャリア及び社会規範は女性に多かれ少なかれ影響を与えた。ザムファラ州自治政府は、交通機関及び医療においてイスラム教徒の男女を分離することを義務付ける法律を施行した。2013 年カノ州政府により、男女は公共交通機関の利用中に分離されていなければならない旨を明示する声明を発表した。

多くの刑事裁判において、女性の証言は男性の証言よりも影響力が小さかった。警察により拘束された人物の保釈のための保証書を女性が手配することを禁止する法律はないものの、大半の警察収容施設において女性が上述のような保釈手配を行うことが許可されていなかった。

子ども

出生登録：子どもはその両親から市民権を引き継ぐ。政府は男女いずれの場合も出生登録を義務付けておらず、大多数の出生は登録されなかった。2013 年 NDHS によると、5 歳未満の子どもの出生のうち 30% しか登録されていなかった。書類の不足により、教育、医療又はその他の公共サービスを拒否されることはなかった。

教育：公立学校は依然として低水準な状態が続き、施設が限定的なために多くの子どもたちの教育を受ける機会が妨害された。憲法上教育は単なる政策上の指示に過ぎず、法律上の権利ではない。法律はナイジェリア国内の全政府に対し、初等及び中等学校の対象年齢である全ての子どもに、自由で義務的な全員共通の基本的教育を提供することを義務付けている。さらに法律は、子どもが登校することを保証できないことにより法律違反を犯す両親又は保護者に対し、罰金及び懲役刑を規定している。しかし当局は学費を請求する場合が多く、同法にはほとんど従わなかった。

教育の財源の大半は連邦政府からの拠出であり、州政府と分担して支払うよう義務付けられた。こうした資金分担を公開しない州もあった。ナイジェリア国内の初等学校の年齢の子ども、推定 3 千万人のうち約 1 千万人はこの従来型の学校制度に登録されていなかった。バウチ州では、「アルマジリ」(子どもたちがイスラム教徒の教師と学習及び生活することを見込んで、両親が農村部から都市部まで通学させる子ども)を教育するため州内共通基本教育委員

会が 500 校でクルアーン教科課程に英語及び数学課程を組み込み、希望する場合は州の教育制度への移行を支援した。

同国内の多くの地区で、社会的及び経済的要因により教育を受ける機会において女兒が差別を受けた。経済的困窮にも関わらず、多くの家庭は初等及び中等学校に入学させる子どもの決定に際し、女兒よりも男児を優遇した。女兒は家庭内労働、商業及び路上販売に従事するため退学するが多かった。

入手可能な最新情報である 2010 年ナイジェリア教育データ調査(Nigeria Education Data Survey)によると、初等学校への出席率は 35～80%まで幅があった。出席率が最低だったのは北東部(男子：43%、女子：38%)と北西部(男女別の出席率は男子：約 47%、女子：約 35%)だった。全国で男子 63 %及び女子 58%が学校に出席した。UNICEF によると、学内の女兒 10 人当たり 22 人以上の男児が出席した。17～25 歳までの若者のうち約 25%が 2 年以下の教育しか受けていなかった。ボコ・ハラムの攻撃による校舎の破壊又はコミュニティの強制退去で、ボルノ州及びヨベ州では数千人もの子どもたちが教育を受け続けることができなくなった。

児童虐待：児童虐待は依然として全国で日常的に行われていたが、政府はそれに対処するための有意の措置を講じなかった。(2015 年)9 月に公開されたナイジェリア対児童暴力調査(Nigeria Violence Against Children Survey)の結果によると、18 歳未満の子ども 10 人につき約 6 人が幼少期に何らかの形の身体的、心理的又は性的暴行を受けていた。子ども 2 人につき 1 人が身体的暴力を受け、女兒 4 人につき 1 人及び男児 10 人につき 1 人が性的暴行を受け、女兒 6 人につき 1 人及び男児 5 人につき 1 人が心理的暴力を受けた。

一部の州では、魔力があると非難された子どもたちは殺害、又は誘拐及び拷問などの虐待をされた。報道によると、(2015 年)6 月、プラトー州のある男性は 1 人の幼い少女が魔女であると非難して焼き殺した。

いわゆる出産工場は、しばしば児童養護施設、宗教又は更生施設、病院又は産院を装って運営を続けた。当該工場は、しばしば意志に反して拘束及びレイプされた妊娠女性(大半が未婚の少女)が出産した新生児を販売した。子どもたちは養子縁組、児童就労、売春又は生贄の儀式などさまざまな目的で販売され、男児はより高額で買い取られた。(2015 年)8 月、逃走した被害者からの内報を受け NA がエヌグにある診療所を襲撃し、拘束されていた妊婦 10 人を発見した。報道によると、当該工場の運営者は 1 人 300,000～400,000 ナイラ(1,500 ～2,000 ドル)で赤ん坊を販売していた。

早期結婚及び強制結婚：法律は男女とも結婚の最低年齢を 18 歳に規定している。2013 年の NDHS によると、20～24 歳の女性の 43%が 18 歳以前に、17%が 15 歳以前に結婚又は結合したと報告された。最低婚姻年齢を規定している 2003 年子どもの権利条約(Child Rights Act)を承認したナイジェリアの州議会は半分に満たず、大半の州(特に北部)はこうした連邦の公式最低婚姻年齢を支持しなかった。政府はこの問題について宗教的指導者、首長及び族長を関与させ、健康被害の指摘し問題に関する認識を向上させた。特定の州は早期結婚から保護する助けになるよう児童のための教育助成又は諸経費の免除を確立することを目的とした NGO の計画と連携した。政府は結婚する幼い少女の販売を止めさせるための法的措置を講じなかった。信頼性のある報告によると、貧しい世帯は収入を補填するために結婚として娘を売った。婚前交渉につながる「不作法」を抑止するため、若しくはその他の文化的及び宗教的理由で、年齢に関わらず早ければ思春期に幼い少女に強制結婚させる世帯もあった。ボコ・ハラムに誘拐された少女も強制結婚の対象とされた。

女性器切除／女子割礼：18 歳未満の少女に関する情報は上記の女性のセクションを参照。

他の有害な伝統的習慣：2010 年マドラサ教育に関する関係省庁委員会(Ministerial Committee on Madrasah Education)によると、950 万人の子どもたちがアルマジリとして勤めた。教育を受ける代わりに、多くのアルマジリは肉体労働への勤務又は教師に引き渡される施し物を請うことを強制された。宗教的指導者はアルマジリに十分な保護施設又は食糧を与えない場合がほとんどで、こうした子どもたちの多くは事実上孤児となった。

児童の性的搾取：2003 年子どもの権利条約(CRA)は児童売春及び児童との性行を禁止し、関与したいかなる成人に対しても、それぞれ最高で 7 年間の懲役刑及び終身刑を規定している。2/3 の州が CRA を導入している。そのうちの大半は 18 歳未満を子どもとする CRA の規定を保持した一方で、現地の婚約及び婚姻の慣例に応じて最低年齢を引き下げた州もあった。

VAPP は近親相姦を違法と見なし、最長 10 年の実刑判決を規定している。2015 年サイバー犯罪法により、児童ポルノの製作、調達及び所持は 10 年間の実刑、2 千万ナイラ(100,000 ドル)の罰金、若しくはその両方が科される犯罪と規定されている。

児童の性的搾取は依然として重大な問題だった。児童は国内外で性行のために売買された。2013 年後半の女性に対する暴力警告プロジェクト(Project Alert on Violence against Women)が公開した調査によると、10 歳未満の児童が性的暴行の被害者となるリスクは 39%だった。

故郷を追われた児童：(2015 年)12 月の IOM の報告によると、アブジャ、アダマワ州、バウチ州、バヌエ州、ボルノ州、ゴンベ州、カドゥナ州、カノ州、ナサラワ州、プラトー州、タ

ラバ州、ヨベ州及びザムファラ州に 2,151,000 人の強制退去者がいた。18 歳未満の児童は IDP 人口の 56% を占め、そのうちの約半数(28%)は 5 歳以下だった。

政府には信頼すべき統計値がなかったものの、多くの児童は孤児となり路上で生活した。児童の孤児化の背景にある主な要因は、家庭内の不安定さ、貧困、飢餓、両親による虐待及びコミュニティの衝突が原因の強制退去だった。

国際的な子の奪取：ナイジェリアは、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する 1980 年のハーグ条約の締約国ではない。遵守状況について詳しくは、米国国務省の報告書 (travel.state.gov/content/childabduction/en/legal/compliance.html) を、また国別情報については以下を参照のこと：travel.state.gov/content/childabduction/en/Nigeria/.html。

反ユダヤ政策

全員が国際的企業の外国人従業員である推定 700 ～900 人のユダヤ人コミュニティメンバーはアブジャに居住した。反ユダヤ的行為に関する報告はなかった。

人身売買

以下の URL で公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書 (Trafficking in Persons Report)」を参照のこと。

www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/

障害者

雇用、教育、飛行機での移動及びその他の交通機関、医療の利用又はその他の州によるサービスの提供において、身体、知覚、知能又は精神障害がある人に対する差別を禁止する連邦法は存在しないが、法律は「個人の出生の境遇」に基づく差別を禁止している。プラト州及びラゴス州には障害者の権利を保護する法律がある一方で、アクワ・イボム州、ジガワ州、オスン州(Osun)及びオヨ州(Oyo)はこうした法律を策定するための措置を講じた。女性問題・社会開発省(Ministry of Women's Affairs and Social Development)は障害者を担当している。NHRC 及び労働省(Ministry of Labor)などの一部の政府機関は、障害関連の問題に対応する職員 1 名を指名した。

メンタルヘルスケアサービスはほとんど存在しなかった。少数の刑務所の職員は、精神障害のある囚人向けに個別の精神療養施設を提供するために個人的な寄付を利用した。障害のあ

る全ての囚人は障害を問わず一般囚人と一緒に収監され、特別なサービスは一切受けなかった。

障害者は社会的に不名誉、搾取及び差別に直面し、血縁者らは障害者を不名誉の元と見なすことが多かった。世帯収入に貢献できない障害を持つ子どもを負担と見なす家族は多く、ひどい虐待又は無視をすることもあった。貧しい障害者の多くは路上で物乞いをした。知的障害者は場合により障害者コミュニティ内でさえも汚名を着せられた。

政府はアブジャ及びラゴス州で職業訓練施設を運営し、貧しい障害者の訓練を行った。州個別でも身体障害者の自活を支援するための施設を提供した。障害者らはザリアの盲人基金への希望(Hope for the Blind Foundation)、カノ州ポリオ患者信託協会(Kano Polio Victims Trust Association)、アルビノ基金(Albino Foundation)及びナイジェリア人障害者の包括的権限付与(Comprehensive Empowerment of Nigerians with Disabilities)などといった自助 NGO を設立した。全国共同障害者協会(Joint National Association of Persons with Disabilities)はさまざまな障害者団体の包括的組織として機能した。2008年の教育省(Ministry of Education)の推定によると、学齢期の障害児 325 万人のうち、わずか 90,000 人が初等学校へ、65,000 人が中等学校に入学したに過ぎなかった。

国籍／人種／少数民族

民族的に多様な国民は 250 以上の集団で構成された。多くは地理的に密集し独自の一次言語を話した。ハウサ(Hausa)人、イボ(Igbo)人及びヨルバ(Yoruba)人の主要 3 集団が人口の約半数を占めた。全ての民族集団のメンバーは、特に民間部門の雇用様式及び都市部の隔離において、民族差別をした。長期に渡る緊張状態の歴史は一部の民族集団の間に存在した。民族集団間の緊張状態に対処するための政府による取り組みは、警察、軍部及びその他の治安当局を巻き込み合同部隊の形態をとることが多い、非常に集中的な治安措置を伴うのが一般的だった。公式政策の伝達を担当する政府機関、国家指導局(National Orientation Agency)は時折会議を開催し、忍耐及び国家の統一を支持して公報メッセージを発表した。

法律は政府による民族差別を禁止しているものの、ほとんどの民族集団は政府収入の配分、政治的表明、若しくはその両方の点において除外されていると主張した。

憲法は政府に対し、内閣及びその他の上級の地位は 36 の州又 6 つの地政学的地域の各代表者に割り当てられなければならないことを示す「連邦的性格」を保持することを義務付けている。ブハリ大統領による内閣の任命はこうした連邦的性格を反映していた。重要な地位及びその他の任命権の割り当てにおいて、特定の民族集団を特別扱いするよう政府職員に圧力を

掛けるために旧来の関係性が利用された。

全ての国民はナイジェリアのあらゆる地区に居住する権利があるものの、州及び地方自治政府はその地域の土着ではない民族集団を差別するケースが多く、民族集団の起源であるものもはや全くつながりのない地域に戻ることを時折強制した。州及び地方自治政府は脅迫、賃貸借及び雇用における差別、又は自宅の破壊により非先住民に移住を強要することもあった。定住することを選んだ人々は、奨学金の否認並びに市民サービス、警察及び軍部における雇用からの除外など、さらなる差別を受ける場合もあった。例えば、プラトー州で主にイスラム教徒及び非先住民のハウサ人、フラニ(Fulani)族が土地の所有権、職業、教育を受ける機会、奨学金及び政府説明において、地方自治政府から深刻な差別を受けた。

(2015年)3月16日、ナサラワ州出身のフラニ族がベヌエ州アガトゥ自治区(Agatu Local Government Area)のエグバ(Egba)村を攻撃し、80人を殺害、未確定数の村民を誘拐した。

土地紛争、人種差、移住者と先住者の敵対及び宗教がこうした攻撃の一因となった。あらゆる単独攻撃の動機を確定するのは依然として困難だった。失踪後遺体で発見される「静かな殺人」は2015年1年間を通じて発生した。襲撃者が個人の家屋又はコミュニティを標的とし攻撃する夜間の報復攻撃は頻発した。

土地の権利に対する紛争はナサラワ州、ベヌエ州及びタラバ州の集落近隣に居住しているティブ(Tiv)族、クワラ(Kwalla)族、ジュクン(Jukun)族、フラニ族及びアザラ(Azara)族の民族集団メンバーの間で続いた。

性的指向及び性同一性に基づく暴力行為、差別及び他の虐待

2014年1月 ジョナサン大統領は同性結婚禁止法(SSMPA)を施行した。この法はレズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、インターセックス(LGBTI)の権利を支持又は推進する全ての形式の活動を事実上違法とするものである。SSMPAに基づき、同性婚又は市民結合していることが分かっていたいかなる者も、最高で14年間の懲役刑が科される可能性がある。さらに「同性婚又は市民結合の挙式」の支援、「又はゲイのクラブ、協会、団体、行列又は会合の登録、運営及び維持を支援」若しくは「ゲイのクラブ、協会、団体の登録、運営又はこれらへの参加、若しくは同性の恋愛関係に関するショーを直接的又は間接的に公開」したとして有罪を宣告されるいかなる者も、10年の懲役刑が科される違反となる。2015年中に政府がこうした規定を実施したという報告はなかった。

SSMPAの成立後、LGBTIの人たちは性的指向又は性同一性の認識に基づく嫌がらせ及び脅

迫が増加したと訴えた。ニュース報道及び LGBTI 擁護者が多数の逮捕者が出ていることを報告したものの、全ての事例において勾留者は起訴されずに保釈金の支払い後釈放された。

(2015 年)6 月に公開された調査によると、SSMPA 成立以降、「追放」されることを恐れてし
ぶしぶ HIV 医療サービスを利用するゲイ及びバイセクシャルの男性が増加した。調査対象
のゲイ及びバイセクシャルの男性 707 人は、2013 年及び 2014 年にコミュニティの診療所によ
る HIV 予防及び治療サービスを受けていた。同法の成立以前は 756 人が当該診療所を訪れ
たが、施行後はわずか 420 人しか訪問しなかった。

合意の上での同性の性的行動は連邦法の下で違法であり、最高 14 年の懲役刑により罰せられ
る。シャリアを採用した北部 12 州では、同性の性的行動を行ったとして有罪判決を受けた成
人は投石による死刑となる可能性がある。シャリア裁判所は 2015 年中にこうした判決を下さ
なかったものの、同性の性的活動の罪で有罪判決を受けた者はむち打ちの刑が宣告された。

(2015 年)1 月シャリア警察はカノ州で 12 人の男性を逮捕し、ゲイの結婚を祝福しようとした
罪に問うた。当局はそのうちの 10 人について、両親によりその子どもが上述のような活動に
関わらないようにすることを示した誓約書に両親が署名した後、両親の元へ釈放した。(2015
年)12 月時点で残りの男性 2 名に関する情報はなかった。

同性の性的活動に対する社会的なタブーが拡大したことで、自身の性的指向を公開する
LGBTI はほとんどいなかった。複数の NGO は LGBTI 団体に LGBTI の人々向けの安全な避
難場所を提供する以外に、擁護、メディアの責任及び HIV/AIDS の認識における法律上の助
言及び研修を提供した。2015 年中政府及び政府機関はこうした団体の活動を妨害しなかった。

HIV 及び AIDS に対する社会的汚名

36 の州及び FCT 全体に渡り幅広い社会階級に対して行われた 2013 年の NDHS によると、
50%の女性及び 46%の男性が HIV 感染者に対して差別的な態度を取っていると述べた。一般
市民はこの疾病を不道德な行為の結果及び同性の性的活動への罰と捉えた。HIV/AIDS 感染
者は失業する又は医療サービスの利用を拒否されることが多かった。当局及び NGO はこう
した不名誉を軽減し、公的な啓蒙活動を通じて認識を変えようと試みた。

他の社会的暴力又は差別

さまざまな報告によると、2015 年中に路上の暴徒が犯罪容疑者を殺害した。ほとんどの場合、
こうした暴徒の行動は逮捕に至らなかった。

体の特定の部位が神秘的な力を与えると信じる儀式主義者は、儀式及び祭式用として体の一部を収集するために誘拐及び殺人を犯した。(2015年)8月オグン州警察は、儀式のために殺害されたとされる21歳の女子大学生の遺体が煮沸及び切断された状態で保管されていた神殿を発見した。

白皮症を持って生まれた人々は差別を受け、災難と見なされ、出生時に捨てられたり魔力のために殺害されたりする場合もあった。報道によると、(2015年)8月ラゴス州に住む23歳のアルビノの男性が、自身の皮膚疾患が原因で受けた拒絶や避難を理由に自殺した。

第7節 労働者の権利

a 結社の自由及び団体交渉権

法律は軍隊及び「必要不可欠のサービス」に就いている公務員を除く全ての労働者に、労働組合又はその他の団体を結成又はこれに所属し、合法のストライキを実施し、集団交渉する権利を規定しているものの、こうした権利を実質的に規制する法定制限もあった。労働組合を合法的に結成する前に、さまざまな登録要件を満たしていることを義務付けられている。法律により、50人以上の組合員を有し、その業界及び職業内に登録済みの労働組合がない場合に、労働組合の登録が可能になる。労働組合の登録まで、*ガゼット(Gazette)*内での登録申請公開日から起算して3ヵ月間の通知期間が必要となる。この3ヵ月間の通知期間内に労働・生産力省(Ministry of Labor and Productivity)が登録に対する異議を受理しなければ、同省は通知期間終了から3ヶ月以内に当該組合を登録しなければならない。ただし、異議が提示された場合、労働・生産力省は無期限で当該登録を審査及び協議する。当該登録機関は、妥当な異議が提示された、若しくは当該労働組合の目的が労働組合法(Trade Union Act)又はその他の法律を侵害するという理由で登録を却下する権限が付与されている。各連合は12以上の関連労働組合で構成されていることが必須であり、各労働組合は任意の連合1つにしか加盟できない。

法律は概して、労働組合が政府による干渉を受けずに活動を実施する能力を規定していない。法律は合法とする労働組合の活動を狭く定義している。労働・生産力相には労働者及び使用者団体の登録を取り消す広範な権限がある。労働組合登録機関にはいかなる時も組合の報告を審査する広範な権限がある。さらに法律は、労働組合が国際団体に合法的に加盟するには政府の許可を得ることを義務付けている。

法律は賃金に関するいかなる団体協約も、当該協約が義務的なものになるかどうかを決定す

る給与収入賃金に関する国家委員会(National Salaries, Income, and Wages Commission)に登録されることを規定している。輸出加工区(EPZs)の労働者及び使用者は 1992 年ナイジェリア輸出加工区法(Nigeria Export Processing Zones Decree)と呼ばれる労働法及びその他の法律の規定が適用される。EPZ の労働者は団体交渉を計画及び実行することができるものの、政府による干渉を受けずに独自の運営陣及び活動を組織する権利を当該労働者らに付与する明確な規定はない。法律は労働者の代表による労働者を組織することを目的とした EPZ への自由な立入りを許可しておらず、任意の区域内での使用者の業務開始後 10 年間は労働者によるストライキを禁止している。さらに、連邦政府が EPZ 計画を運営するために設立したナイジェリア輸出加工区機関(Nigerian Export Processing Zones Authority)には、使用者と従業員の間の紛争解決に対処する独自の権限があり、それにより共同交渉者らの自律性を制限する。

法律はストライキ権を制限する法的規制を規定している。法律はストライキを呼び掛けるには、登録済みの全組合員による多数決を義務付けている。法律は、雇用契約又は団体協約の交渉、適用、解釈又は履行に起因する論争、若しくは賃金や労働条件に関連するものなど、雇用契約又は団体協約の団体及び根本的違反に起因する論争などを含む、権利をめぐる論争のためにストライキをする権利を規制している。法律は必要不可欠なサービスにおけるストライキを禁止している。当該サービスは、ナイジェリア中央銀行(Central Bank of Nigeria)、ナイジェリアセキュリティ印刷造幣株式会社(Nigerian Security Printing and Minting Company Limited)、銀行法(Banking Act)の下で銀行業を行う認可を受けた企業体、郵便事業、ラジオ放送、電気通信、港町、港湾、埠頭又は空港の維持管理、道路、鉄道、海又は河川での旅客、商品又は家畜の輸送、路上清掃及びごみ収集を含むよう非常に広義な形で定義されている。必要不可欠なサービス外での多くを含むストライキ活動は、当事者を拘束する最終的裁定につながる強制的な仲裁手続きが適用される可能性がある。

国家の経済政策をめぐるストライキは禁止されている。違法なストライキの参加者に科せられる処罰には、罰金及び最高 6 ヶ月の懲役刑がある。

団体交渉協約に従う労働者は、その組合が強制的調停及び政府に関する論争の推薦に対する規定を含む法的要件を順守している場合を除き、ストライキに参加してはならない。労働者は審理を求めて司法制度に労働に関する抗議を提出することができる。法律は労働者によるストライキへの参加の強要、空港の閉鎖、若しくは公共の支道、機関又はあらゆる種類の施設の妨害を禁止している。違反を犯す者は罰金及び場合により実刑を受ける。さらに法律は、団体協定の適用期間中のストライキ禁止条項が含まれていることを条件とする組合費の「天引き」支払を行うことで、ストライキをする権利を規制している。ストライキ参加者及び先導者に対する懲罰を禁止する法律はないものの、自身が不公平な懲罰の被害者だと確信するストライキ参加者は、労働・生産力省の承認を得てその事案を産業仲裁委員会(Industrial

Arbitration Panel)に提出することができる。当該委員会の決定は当事者に対する拘束力があるものの、全国産業裁判所(National Industrial Court)に上訴することができる。仲裁手続きは煩雑で時間を要するものであり、ストライキ参加者に対する懲罰の阻止に効力がない。個人にも労働・生産力省に請願する権利があり、全国産業裁判所による仲裁を請求することができる。

法律は反労組の差別全般を禁止しておらず、経験の浅い労働者を保護するに留まる。法律は組合活動を理由に解雇された労働者の復職を規定していない。

2013年、国際労働機関(ILO : International Labor Organization)は結社の自由を規制することにより、労働組合法の多くの規定及び ILO 協定第 87 及び 98 条に矛盾する労働争議法(Trade Disputes Act)を規定した。

労働者はその権利の一部を行使したが、政府は概して適用法を効果的に実施しなかった。違反を抑止するのに十分な処罰はなかった。インフレにより、旧来の法律が設定した多くの罰金の抑止価値が下がった。例えば 100 ナイラ(0.50 ドル)未満で済む可能性のある罰金もあった。

労働・生産力省は年間約 5 団体の組合を登録した。職員の報告によると、近年組合員数は減少し、労働者の大半は非公式経済で働いた。

多くの場合、労働者が悪影響を恐れたために反労組的行為の報告が抑制された。労働側によると、警察は公開デモを許可することはほとんどなく、抗議者を追い払うために日常的に武力を行使した。

政府は ILO に EPZ での労働組合化の開始を報告し、公共団体共同組合(Amalgamated Union of Public Corporations)、EPZ 内に組合員を組織している市民サービス並びに技術及び娯楽サービス従業員(Civil Service, and Technical and Recreational Services Employees)に言及した。

公共部門及び組織的な民間部門全体で団体交渉が行われたものの、特に銀行や電気通信など一部の民間部門での規制が続いた。国際労働組合総連合(International Trade Union Confederation)によると、政府及び一部の民間部門使用者は独自の団体協約を履行できない場合があった。例えば政府は、政府と保健部門合同労働組合(JOHESU : Joint Health Sector Union)の間の 2009 年協約を履行するために、全国産業裁判所の規定に従えないことが度々あった。(2015 年)2 月医療従事者は、政府による協約履行の誓約を受けて 3 ヶ月間のストライキを中止した。(2015 年)9 月 JOHESU は政府による不履行を申立て、2 度目のストライキ決行を表

明した。

組合員らは、使用者が年金拠出金及び従業員に対するその他の義務を回避する目的で契約社員及び短期労働者の使用を拡大していることに対する不満を訴えた。この問題は 2014 年 7 月のナイジェリア石油・天然ガス労働者組合(Nigeria Union of Petroleum and Natural Gas Workers)による 3 日間の警告ストライキ決行を促した。

法律は合法的な労働組合活動を理由に解雇された労働者の復職を規定していないが、労働・生産力省は労働活動主義を理由に解雇された組合員の再雇用を命じた。

報告によると一部の外国人使用者は、特に建設及び繊維部門において、労働法を順守しなかった。例えば(2015 年)5 月及び 7 月、つい先日解雇された外資系建設会社の労働者が適切な通知、退職金の提供、及び義務である年金拠出金の捻出の不履行疑惑に抗議した。現地 NGO の報告によると、使用者は雇用条件として、労働組合への参加を試みることを明確に禁止した契約書への署名を労働者に要求した。中には労働組合の組織に関与した労働者を解雇した使用者もいた。

b 強制労働の禁止

法律は児童を含む大半の形態の強制労働を禁止しているものの、強制囚人労働を含む処罰を規定する法律もあった。法律は強制労働に従事したとして有罪判決を受けた者に対し、罰金及び懲役を規定している。同法の実施はナイジェリア国内の多くの地区で効力のない状態が続いた。政府は強制労働を特定又は排除する措置を講じたものの、州政府と連邦政府間の財源不足及び管轄問題が取り組みを妨害した。NAPTIP は 2015 年中に強制労働から被害者 578 人を引き離した。

強制労働は依然として蔓延していた。女性及び少女は家庭内奴隷における強制労働の対象となった一方で、男児は路上販売、家庭内奴隷、採鉱、採石、農業及び物乞いでの強制労働をさせられた。

以下の URL で公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書 (Trafficking in Persons Report)」も参照のこと。

www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/

c 児童労働の禁止及び雇い入れの最低年齢

法律は一般的な最低雇用年齢を 12 歳に規定している。14 歳未満の児童は日雇い労働しか許可されておらず、各出勤日の最後にその日の日当を受け取り、毎晩両親又は保護者の住居に帰宅できることが必須である。法律によりこうした規制は家事奉公に適用されない。法律は使用者が家族である場合、農業及び園芸における軽作業に対する例外も規定している。16 歳未満の児童は地下、機械加工の作業又は祝祭日の労働を認められていない。労働法により 18 歳未満と定義されている「若者」を健康に有害で、危険又は不道德な仕事に雇用することはできない。産業労働及び家族が雇用されていない船舶での労働の場合、教育要件を修了する年齢に一致する 15 歳を最低労働年齢とする。法律の定めにより、1 日当たり 8 時間を超えて児童を農業又は家事に使用することは認められていない。12 歳以上の若者の熟練した産業における又は家事使用人としての見習は許可されている。

2013 年に政府は児童労働を排除するための全国行動計画及び国家戦略を承認した。当該政策及び行動計画にも関わらず、薄弱又は実体のない実施が原因で児童が十分保護されない状態が続いた。労働・生産力省は労働法の実施に対する責任を負う。連邦政府による子どもの権利条約は全面実施に対する州レベルの承認を義務付けている。23 の州と FCT が同法を承認した。残りの州はシャリアが施行されている北部に多かった。

労働・生産力省は特に児童労働問題に取り組み、労働条件及び労働者保護に関する法的規定を実施するための監査機関を運営した。2014 年同省は全域で 1,684 件の監査を行い 5 件の違反があったことを報告した。大半の労働監査は無作為に行われたが、実際の苦情ではなく、違法行為の疑いがある場合に行われることもあった。同省は主に児童労働の発生が深刻ではないとされる公式事業部門での監査を実施した。NAPTIP は児童労働法の実施に対して部分的に責任を負うものの、主に人身売買及び児童労働の被害者の社会復帰を行っている。被害者又はその保護者らは脅迫及び失業の懸念を理由にほとんど苦情を訴えることはなかった。(2015 年)12 月時点で、同省が召喚状を発行した若しくは児童労働の使用者から罰金を徴収したという確実な報告はなかった。

政府の児童労働政策では介入、擁護、敏感化、立法、有害な可能性のある労働環境からの児童の離脱、離脱後の児童の社会復帰及び教育に重点が置かれた。最悪の形態の児童労働から児童を離脱させる試みにおいて、政府はナイジェリア国内各地に NGO と共同で職業訓練施設を運営した。

児童労働は拡大しており、労働・生産力省及び NAPTIP の推定によると有害業務に雇用されている 230 万人を含む 1500 万人以上の児童が児童労働に従事した。

ナイジェリア国内で特定された最悪な形態の児童労働は、商業的農業及び有害農作業(ココア、

キャッサバ)、路上鷹狩り、鉄及び金物工事などの搾取的な家内工業、有害な機械工場、搾取的及び有害な家庭内労働、商業的漁業、搾取的及び有害な畜産及び牧畜活動、建設業、運送業、採鉱及び採石、売春及びポルノ、強制労働及び借金による束縛、暴力への強制参加、犯罪行為、民族、宗教及び政治的紛争、並びに麻薬密売への関与などであった。

都市部では物乞い、路上行商人、バスの車掌及び家事使用人として労働する子どもが多かった。北部では、児童労働者のうち政府推定で約 950 万人のアルマジリが路上での物乞いに従事した(第 6 節、「子ども」参照)。子どもたちは農業部門及び鉱山でも労働した。男児らは農場、食堂、小企業、花崗岩鉱山での強制労働者、並びに路上行商人及び物乞いとして働いた。女児らは家事使用人、路上行商人及び商業的性的労働者として不本意に労働した。ナサラワ州ラフィア(Lafia)周辺では、現地の子どもたちが大きな岩の塊を打ち砕き、それを山積みにして、頭上に乗せて運搬した。バウチ州及び FCT でも子どもたちがこの作業に従事した。ザムファラ州では、子どもたちは金鉱石の加工のために使用されている産業施設で雇用され、有害な状況に晒された。

ある国際機関は州政府職員と連携し 14 歳未満の児童の雇用を排除し、14～16 歳の労働者を擁護するためのオンブズマンとしての役割を果たした。

以下の URL で公開されている米国労働省の「最悪の形態の児童労働に関する所見 (Findings on the Worst Forms of Child Labor)」も参照のこと。

www.dol.gov/ilab/reports/child-labor/findings/

d 雇用及び職業に関する差別

法律は人種、性別、性、障害、言語、性的指向、性同一性、年齢、HIV 陽性状態、又は社会的身分に基づく雇用及び職業における差別を禁止していない。総じて政府は雇用又は職業における差別に有効に対処しなかった。

性に基づく雇用及び職業における差別が確認された(第 6 節、「女性」参照)。特定分野での女性の雇用を禁止する法律はないが、女性は伝統的及び宗教的慣例に基づく差別を受けることが多かった。ナイジェリア警察規制(Nigeria Police Regulations)により、女性に適用する業務に関する特別な雇用要件及び条件、特に妊娠及び婚姻区分に関連する基準及び規定が定められている。

NGO は民間部門での、特に雇用を受ける機会、より上級の専門的地位への昇進及び給与の均衡における女性に対する差別が続いていることへの懸念を表明した。信頼性のある報告によ

ると、多くの企業は「妊娠したら解雇」政策を実施した。女性は依然として公式部門で過小評価されたが、特に農業、食品加工、市場での商品販売などの非公式経済では積極的及び必要不可欠の役割を果たした。企業部門で雇用された女性の人数は年々増加したものの、女性は平等な労働に対する労働賃金を受け取っておらず、商業的信用の獲得又は世帯主としての課税控除又は税金の還付の取得において困難に直面することが多かった。とりわけ未婚女性は多くの差別に耐えた。複数の州には女性に対する機会均等を命じる法律があった。

e 受入れ可能な労働条件

法が定める全国最低賃金は1月当たり18,000ナイラ(90ドル)である。50人未満の従業員数使用者はこの最低基準を免除され、労働者の大半は対象にならなかった。貧困収入水準に対する公式推計値はない。特に州政府による最低賃金の実施は、労働者による抗議及び警告ストライキに関わらず依然として散在的だった。

法律は農業及び家庭内労働者を例外として、1週間の労働時間40時間、2～4週間の年次休暇、及び超過及び休日勤務手当を命じている。法律は奨励金又は超過勤務について定義していない。同法は一般市民の公務員に対する過度の強制的な超過勤務を禁止している。

法律は一般的な健康及び安全規定を制定しており、特に若年者又は女性労働者を対象にした規定もある。法律は使用者に対し、負傷労働者及び労働災害で死亡した労働者の扶養を受けている遺族への補償を義務付けている。法律により有害な環境に置かれる工場従業員の保護が規定されているが、その他の非工場労働者に対する同様の保護は規定されていない。法律は合法的な外国人労働者に適用されるものの、全ての企業がこれらの法律を順守したわけではなかった。労働・生産力省はこうした基準の実施に対する責任を負う。

法律により労働者は雇用の危機なく健康及び安全を脅かす状況から撤退することができるが、当局は事実上こうした状況において従業員を保護しなかった。

労働・生産力省は工場監査官258人及び労働官402人を雇用したが、これは適切な監視並びに健康及び安全条件の実施には不十分であった。同省の監査課は工場の健康及び安全基準の順守を監査したものの、資金不足、基本的資質及び訓練の不足の状態、その結果、特に建設現場及びその他の工場以外の就業場所などの大半の企業で安全規制を十分に実施しなかった。さらに政府は法律を厳密には実施しなかった。当局は非公式部門の基準を実施しなかった。

労働・生産力省の報告によると、2014年中の職業上の健康及び安全並びに1件の大規模な労

働災害に関連する死亡者は 25 人だった。複数の情報源によると、職場の危険条件はナイジェリア全国を通じて共通していた。2014 年、1,684 件を超える労働監査を除いて、特に有害な部門又は脆弱な集団のために、違反を抑止する及び労働条件を改善することを目的とした政府によるより広範な措置に関する報告はなかった。